

令和3年 教育委員会

第17回 定例会 議事日程

令和3年10月12日（火）

第1 報 告

【子ども総務課】

- (1) 今後の教育のあり方検討について
- (2) 軽井沢少年自然の家のあり方検討について

【子ども支援課・子育て推進課】

- (1) 区内保育園の現状について

【学務課】

- (1) 令和4年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱
- (2) 令和4年度入学中学校学校選択状況報告について

【指導課】

- (1) 緊急事態宣言の解除に伴う対応について
- (2) 令和3年度保幼小合同研修会（第2回）の開催について

第2 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（10月20日号）

今後の教育のあり方検討について

1 第2回検討協議会について

(1) 実施日時

令和3年9月21日(火) 午前10時00分～12時00分

(2) 出席者

委員 6名(1名欠席)

(3) 委員からの主な意見

【公共施設適正配置構想に基づいた施設整備について】

- ・ランチルームは給食を食べる場所としては使われていないことが多い。実際には集会やワークショップなど多目的に利用されているので、特別活動のための教室が別があれば、ランチルームは必須ではないのではないか。
- ・給食の調理室を含めて、ランチルームは見直してもいいのではないか。例えば比較的距離の近い、いくつかの小学校の給食調理を集約化できるかなど検討の余地があるかもしれない。
- ・オープン教室は広い面積が必要になるという課題があると思う。
- ・オープン教室は担任からするとやり易さとやりにくさの両面があるだろう。
- ・他の自治体をみても、オープン教室を使いこなして教育活動を展開しているところはあまり見たことがない。可動式の壁を設けて必要に応じてオープンにできるという方向性がよいのではないか。
- ・GIGA スクール構想により、コンピュータ室は普通教室に転用していく流れになるだろう。
- ・コンピュータ室を普通教室に転用しようとする場合、例えば採光の問題などで普通教室としては適さない場合もある。その場合には別の部屋も含めて、複数での入れ替えを検討してはどうか。
- ・図書室の蔵書を別の空間に移動して、そこを普通教室に転用するという可能性も1つのアイデアとしてあるのではないか。

【学校内学童について】

- ・九段小学校アフタースクールは1, 2年生のみで定員がいっぱいとなっている。
- ・いずみ学童クラブも人数が多くなってきて、本来の部屋だけではスペースが足りずに他のフロアの集会室を使っている状況である。
- ・学校内もしくは学校施設に併設している学童クラブは1, 2年生の在籍が多い傾向がみられる。なるべく学校の近くに学童クラブがあることへのニーズは高いと感じる。
- ・学童クラブはできる限り学校の敷地内で整備をしたいが、なかなか難しい現状もある。学校近くの民間ビルを活用するという方法も検討していく。
- ・学校の近くに学童クラブを単独で新設するのが難しいようであれば、施設を上手く共有する仕組みを考えていくという方向性もあるかもしれない。

2 今後のスケジュール(予定)

令和3年11月、令和4年1月	第3回～第4回検討協議会及び教育委員会報告
令和4年3月	検討協議会報告書の取りまとめ
令和4年度	基本方針の策定、中長期的な計画の検討

<参考> 検討体制

(1) 「今後の教育のあり方検討協議会」の設置

学識経験者、学校関係者等で構成する協議会を設置し、検討・協議を行う。

「今後の教育のあり方検討協議会」委員一覧

氏名	役職等
宇田 剛	大妻女子大学教職総合支援センター教授、 前東京都教育委員会教育監
藤井 千恵子	国士舘大学体育学部教授、元千代田区教育委員会指導主事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授、 千代田区教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価有識者
清水 明	千代田区立九段小学校校長、千代田区立小学校長会会長
長田 和義	千代田区立麴町中学校校長、千代田区立中学校長会会長
小林 晶子	千代田区立いずみこども園園長、 千代田区立幼稚園・こども園長会会長
堀米 孝尚	千代田区教育長

(2) 部内PTの設置

子ども部内関係各課の職員で構成するPT(プロジェクトチーム)を設置し、課題解決に向けた意見交換等を行う。

第2回 今後の教育のあり方検討協議会

日時：令和3年9月21日（火）
午前10時00分～
会場：千代田区役所4階 401会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 前回の振り返り

(2) 意見交換

(3) 今後のスケジュールについて

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

1. 第1回今後の教育のあり方検討協議会 意見要旨
 2. 区立小学校卒業生の進学状況
 3. 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査
 4. 改築後のお茶の水小学校、麴町小学校増設分の普通教室面積
 5. 児童数増減への自治体の対応パターン
 6. 各小学校の教室数・併設している施設の状況等
- <参考>第1回検討協議会資料 今後の教育のあり方検討について（案）

第1回今後の教育のあり方検討協議会 意見要旨

【児童・生徒数の急増】

○他の自治体では人口が少なくなっているところが多い中で、千代田区は増加をしており、特殊な状況といえる。

【中学校の学校選択制】

○千代田区では小学校卒業後、私立中学校に流れる子どもが多く、区立中学校に入学する数が読みづらい。その点を考慮すると、「区民が本当に必要としている。」、「魅力を感じる」学校づくりが必要である。…資料2参照

【公共施設適正配置構想に基づいた施設整備】

○併設する幼稚園では、小学校と同じ広さの校庭を使うことができるので、運動量がかなり確保できるというメリットがある。同じ敷地内で小学生の姿を見せながら育てられることも教育的に意義がある。

【校庭等の面積】

○校庭面積が適正かどうかという点については、スポーツテストの結果を見ることも必要である。東京の小学生は全国的にみると運動能力は低くないが、中学校に入るといきなり下がる。しかも、学校以外での運動量が全国最低レベルになる。…資料3参照

【学校内学童】

○小学校と同じ敷地内に学童クラブがあることのメリットは大きい。しかし、子どもの数が急増している現状を踏まえると外部に頼るのもやむを得ない。

【避難所機能】

○地域の核として学校の避難所機能の面も重要である。

【机の新規格とそれに伴う教室面積の拡大への対応】

○現在改築・増設している学校は、机の新規格に対応した教室面積となっているのか。…資料4参照

【その他】

○新設の学校を建てる場合には、義務教育学校や施設一体型の小・中学校など、これまでと異なるものを据えるという方向性がよい。

○他自治体と比較して検討する場合、23区全体と比較するというよりも、状況が類似した自治体と比較するほうがよいのではないか。…資料5参照

区立小学校卒業生（令和元年度）の進学状況

地区名	調査対象校数	卒業生			都内中学校等への進学者									都外中学校等への進学者			その他			地区名					
					公立			国立			私立														
		計	男	女	計 / %	男	女	計 / %	男	女	計 / %	男	女	計 / %	男	女	計 / %	男	女						
東京都	1,273	96,868	50,053	46,815	77,021	79.5	40,342	36,679	408	0.4	228	180	17,859	18.4	8,626	9,233	1,473	1.5	803	670	107	0.1	54	53	東京都
千代田区	8	479	266	213	302	63.0	178	124	4	0.8	2	2	155	32.4	72	83	17	3.5	14	3	1	0.2	-	1	千代田区
中央区	16	1,012	531	481	553	54.6	299	254	10	1.0	6	4	376	37.2	189	187	69	6.8	36	33	4	0.4	1	3	中央区
港区	18	1,422	789	633	737	51.8	425	312	21	1.5	14	7	572	40.2	294	278	86	6.0	52	34	6	0.4	4	2	港区
新宿区	29	1,455	767	688	935	64.3	489	446	12	0.8	6	6	477	32.8	250	227	26	1.8	17	9	5	0.3	5	-	新宿区
文京区	20	1,442	745	697	759	52.6	413	346	20	1.4	9	11	629	43.6	301	328	31	2.1	20	11	3	0.2	2	1	文京区
台東区	19	1,111	578	533	771	69.4	405	366	5	0.5	3	2	311	28.0	154	157	24	2.2	16	8	-	0.0	-	-	台東区
墨田区	25	1,582	785	797	1,316	83.2	665	651	5	0.3	1	4	255	16.1	116	139	6	0.4	3	3	-	0.0	-	-	墨田区
江東区	45	3,878	1,995	1,883	2,768	71.4	1,431	1,337	20	0.5	14	6	1,029	26.5	518	511	60	1.5	32	28	1	0.0	-	1	江東区
品川区	31	1,936	1,031	905	1,283	66.3	692	591	15	0.8	6	9	613	31.7	315	298	22	1.1	18	4	3	0.2	-	3	品川区
目黒区	22	1,541	850	691	962	62.4	535	427	11	0.7	9	2	544	35.3	296	248	19	1.2	8	11	5	0.3	2	3	目黒区
大田区	59	4,764	2,407	2,357	3,616	75.9	1,868	1,748	15	0.3	8	7	1,046	22.0	497	549	85	1.8	34	51	2	0.0	-	2	大田区
世田谷区	61	5,979	3,095	2,884	3,778	63.2	2,015	1,763	39	0.7	25	14	2,040	34.1	980	1,060	110	1.8	67	43	12	0.2	8	4	世田谷区
渋谷区	18	987	498	489	615	62.3	313	302	20	2.0	11	9	335	33.9	164	171	12	1.2	7	5	5	0.5	3	2	渋谷区
中野区	23	1,537	791	746	1,098	71.4	581	517	12	0.8	7	5	413	26.9	197	216	13	0.8	6	7	1	0.1	-	1	中野区
杉並区	42	3,434	1,780	1,654	2,299	66.9	1,253	1,046	38	1.1	18	20	1,059	30.8	488	571	32	0.9	18	14	6	0.2	3	3	杉並区
豊島区	22	1,380	683	697	908	65.8	465	443	12	0.9	6	6	441	32.0	203	238	18	1.3	8	10	1	0.1	1	-	豊島区
北区	35	1,922	963	959	1,442	75.0	740	702	9	0.5	5	4	429	22.3	201	228	33	1.7	16	17	9	0.5	1	8	北区
荒川区	24	1,471	782	689	1,141	77.6	629	512	4	0.3	3	1	319	21.7	145	174	5	0.3	4	1	2	0.1	1	1	荒川区
板橋区	51	3,823	1,991	1,832	3,153	82.5	1,659	1,494	12	0.3	8	4	627	16.4	309	318	30	0.8	15	15	1	0.0	-	1	板橋区
練馬区	65	5,541	2,924	2,617	4,488	81.0	2,422	2,066	24	0.4	13	11	963	17.4	454	509	62	1.1	32	30	4	0.1	3	1	練馬区
足立区	69	5,332	2,781	2,551	4,599	86.3	2,425	2,174	10	0.2	6	4	631	11.8	309	322	90	1.7	40	50	2	0.0	1	1	足立区
葛飾区	49	3,497	1,826	1,671	2,954	84.5	1,558	1,396	3	0.1	2	1	446	12.8	221	225	94	2.7	45	49	-	0.0	-	-	葛飾区
江戸川区	70	5,940	3,016	2,924	5,201	87.6	2,671	2,530	6	0.1	5	1	635	10.7	286	349	94	1.6	52	42	4	0.1	2	2	江戸川区

注1) 調査対象校数には、令和2年4月1日新設校及び令和元年度未閉校を含む。

注2) 公立には、区立中学校、都立中学校、区立中等教育学校、都立中等教育学校及び特別支援学校中学部への進学者を含む。

出典：令和2年度公立学校統計調査報告書【公立学校卒業生（令和元年度）の進路状況調査編】（東京都教育委員会）より作成

令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

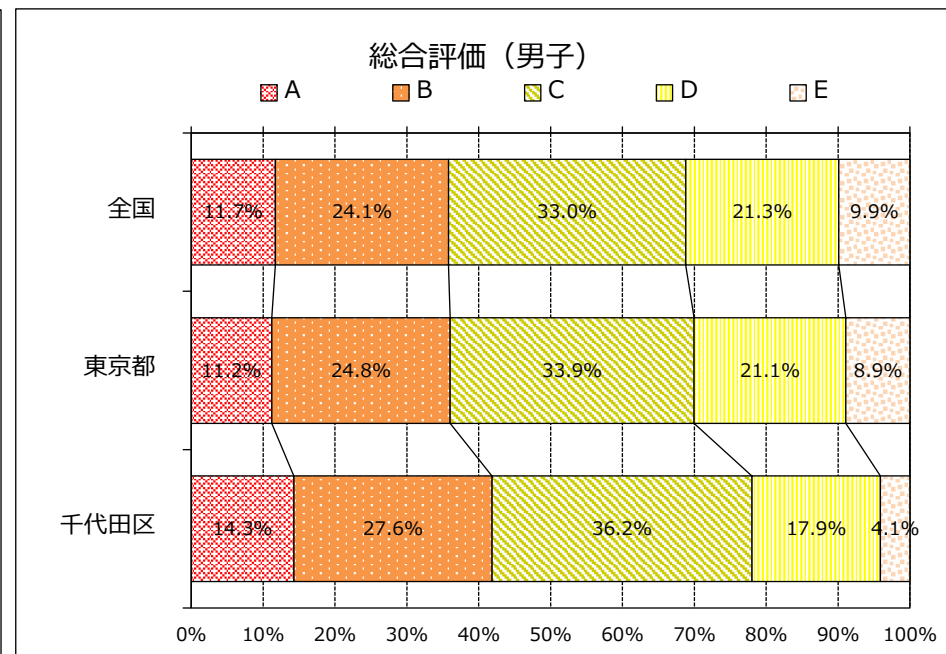
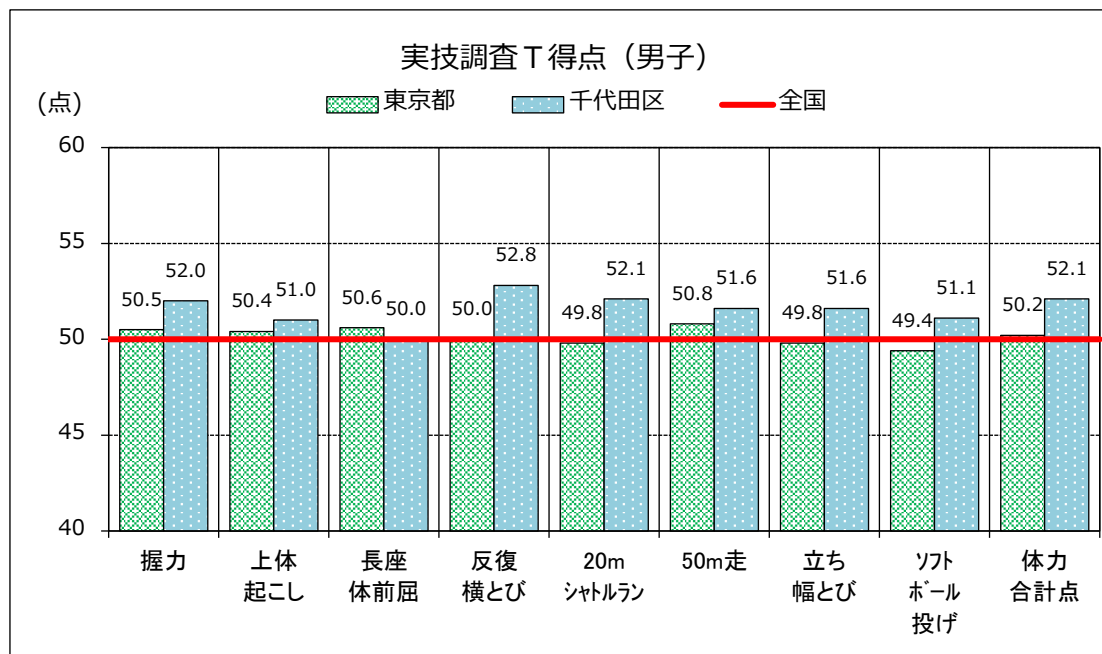
資料3

小学校 5年男子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	522,539	16.37	3.77	50.0	520,994	19.80	6.00	50.0	521,166	33.24	8.28	50.0	519,520	41.74	7.99	50.0
東京都	48,342	16.57	3.77	50.5	48,204	20.05	5.67	50.4	48,226	33.72	8.31	50.6	48,119	41.73	7.39	50.0
千代田区	207	17.11	4.03	52.0	207	20.38	6.17	51.0	207	33.25	8.17	50.0	203	44.00	6.36	52.8

小学校 5年男子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	516,726	50.32	21.09	50.0	518,462	9.42	1.03	50.0	519,558	151.45	22.06	50.0
東京都	47,948	49.97	20.18	49.8	48,052	9.34	0.99	50.8	48,148	150.97	21.89	49.8
千代田区	198	54.79	19.50	52.1	204	9.26	0.87	51.6	207	155.04	19.84	51.6

※区の平均値が都及び全国より高い

小学校 5年男子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	519,180	21.61	8.19	50.0	495,427	53.61	9.22	50.0	495,427	11.7%	24.1%	33.0%	21.3%	9.9%
東京都	48,205	21.15	8.06	49.4	46,805	53.81	8.94	50.2	46,805	11.2%	24.8%	33.9%	21.1%	8.9%
千代田区	206	22.49	8.26	51.1	196	55.54	8.10	52.1	196	14.3%	27.6%	36.2%	17.9%	4.1%



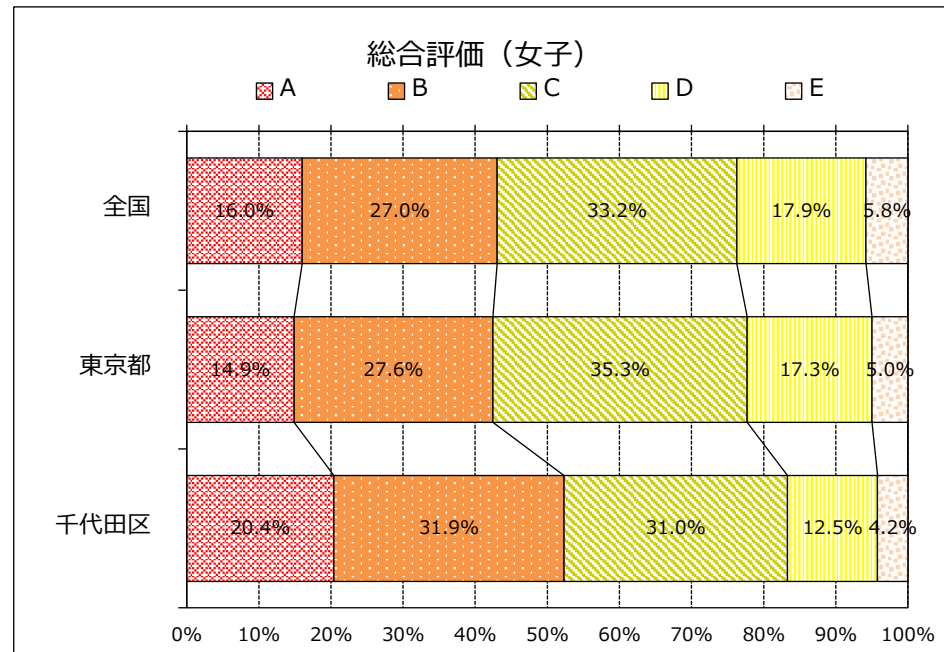
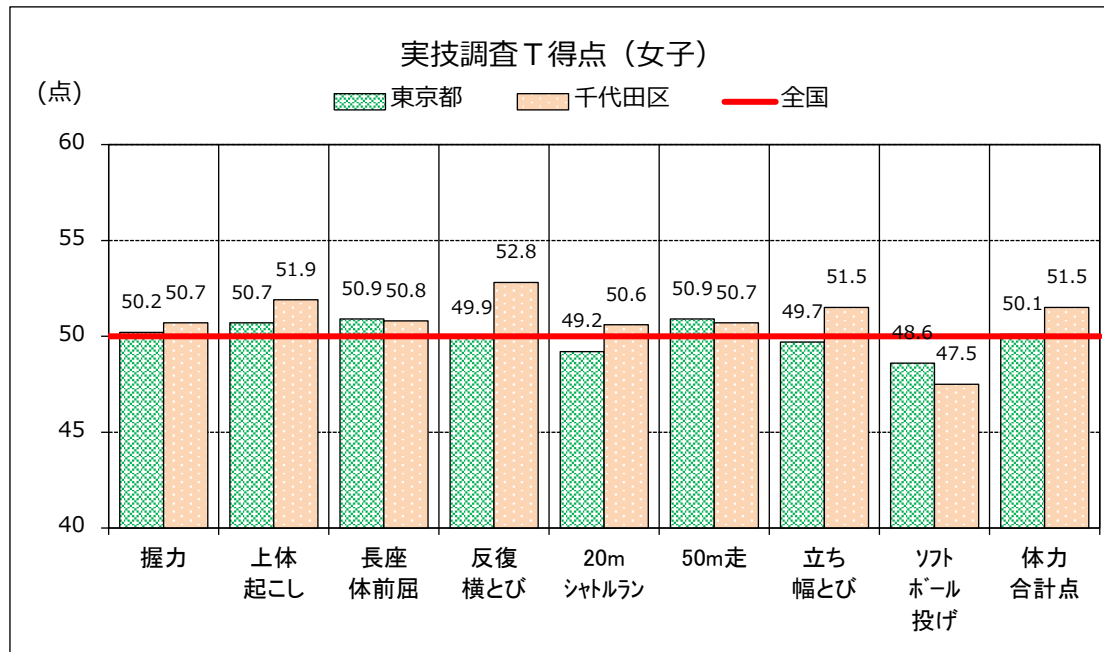
令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小学校 5年女子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	503,966	16.09	3.80	50.0	502,351	18.95	5.41	50.0	502,618	37.62	8.49	50.0	500,961	40.14	7.17	50.0
東京都	45,947	16.18	3.79	50.2	45,818	19.33	5.20	50.7	45,798	38.39	8.50	50.9	45,758	40.08	6.57	49.9
千代田区	219	16.34	3.72	50.7	218	20.00	5.39	51.9	220	38.30	8.56	50.8	219	42.16	6.90	52.8

小学校 5年女子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	498,049	40.79	16.48	50.0	499,329	9.64	0.86	50.0	500,778	145.68	20.70	50.0
東京都	45,586	39.39	14.98	49.2	45,583	9.56	0.83	50.9	45,779	145.14	20.49	49.7
千代田区	219	41.85	15.44	50.6	217	9.58	0.99	50.7	219	148.75	20.92	51.5

※区の平均値が都及び全国より高い

小学校 5年女子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	500,310	13.61	4.78	50.0	479,536	55.59	8.72	50.0	479,536	16.0%	27.0%	33.2%	17.9%	5.8%
東京都	45,769	12.95	4.49	48.6	44,604	55.66	8.33	50.1	44,604	14.9%	27.6%	35.3%	17.3%	5.0%
千代田区	219	12.41	4.67	47.5	216	56.91	8.83	51.5	216	20.4%	31.9%	31.0%	12.5%	4.2%



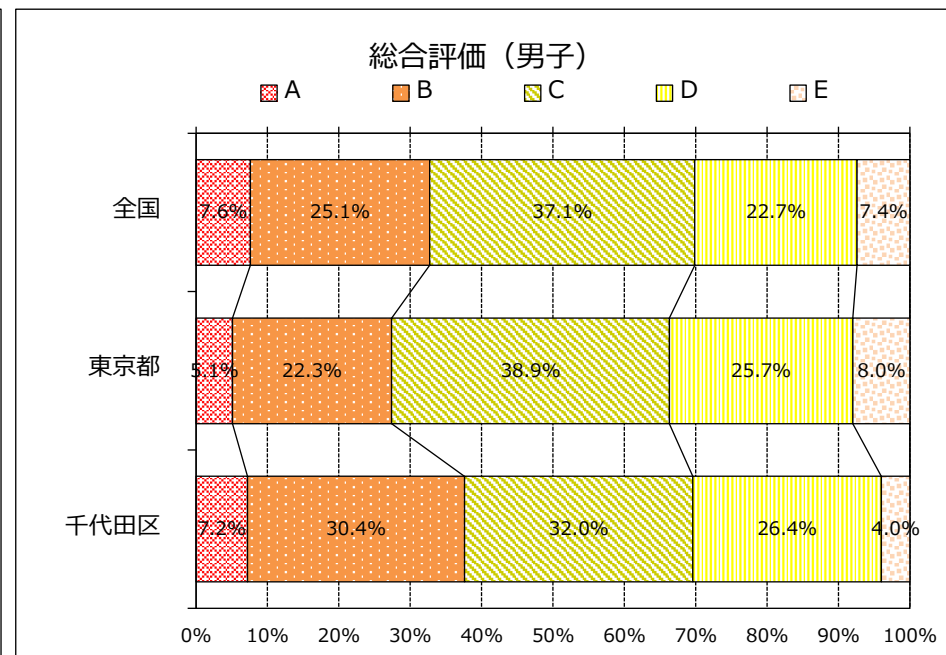
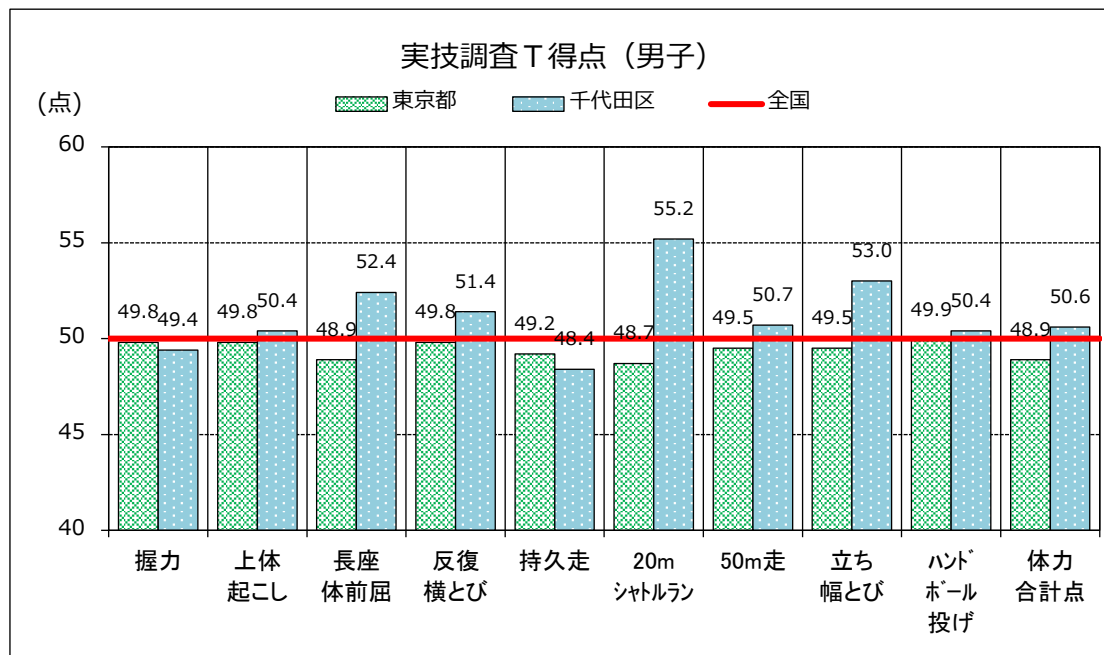
令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

中学校 2年男子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	454,582	28.65	7.14	50.0	451,835	26.96	6.17	50.0	452,170	43.50	10.70	50.0	449,124	51.91	8.17	50.0
東京都	34,849	28.54	7.07	49.8	34,524	26.84	5.89	49.8	34,576	42.28	10.60	48.9	34,297	51.78	7.66	49.8
千代田区	151	28.25	7.27	49.4	148	27.23	6.42	50.4	149	46.05	11.04	52.4	147	53.07	7.23	51.4

中学校 2年男子	持久走(秒)				20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	212,932	398.98	66.82	50.0	298,851	83.53	24.57	50.0	445,956	8.02	0.88	50.0	448,573	195.03	28.30	50.0
東京都	29,022	404.63	68.08	49.2	11,278	80.36	24.39	48.7	33,898	8.07	0.84	49.5	34,241	193.48	26.99	49.5
千代田区	139	409.90	69.32	48.4	19	96.26	28.82	55.2	142	7.96	0.66	50.7	146	203.52	28.08	53.0

中学校 2年男子	ハンドボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	447,599	20.40	5.75	50.0	417,526	41.69	10.27	50.0	417,526	7.6%	25.1%	37.1%	22.7%	7.4%
東京都	33,935	20.35	5.77	49.9	30,876	40.54	9.81	48.9	30,876	5.1%	22.3%	38.9%	25.7%	8.0%
千代田区	140	20.61	5.36	50.4	125	42.28	9.94	50.6	125	7.2%	30.4%	32.0%	26.4%	4.0%

※区の平均値が都及び全国より高い



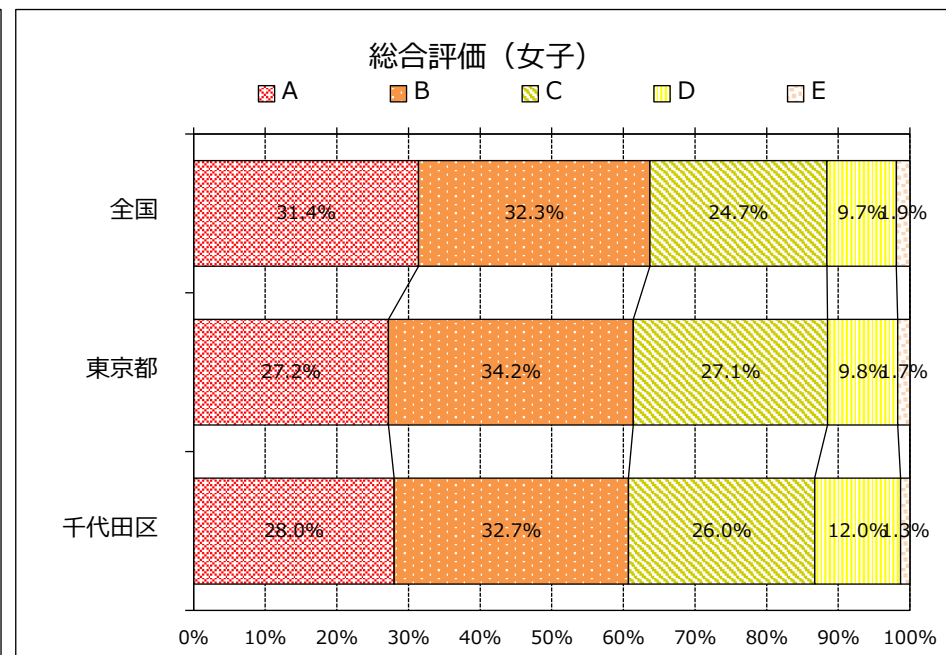
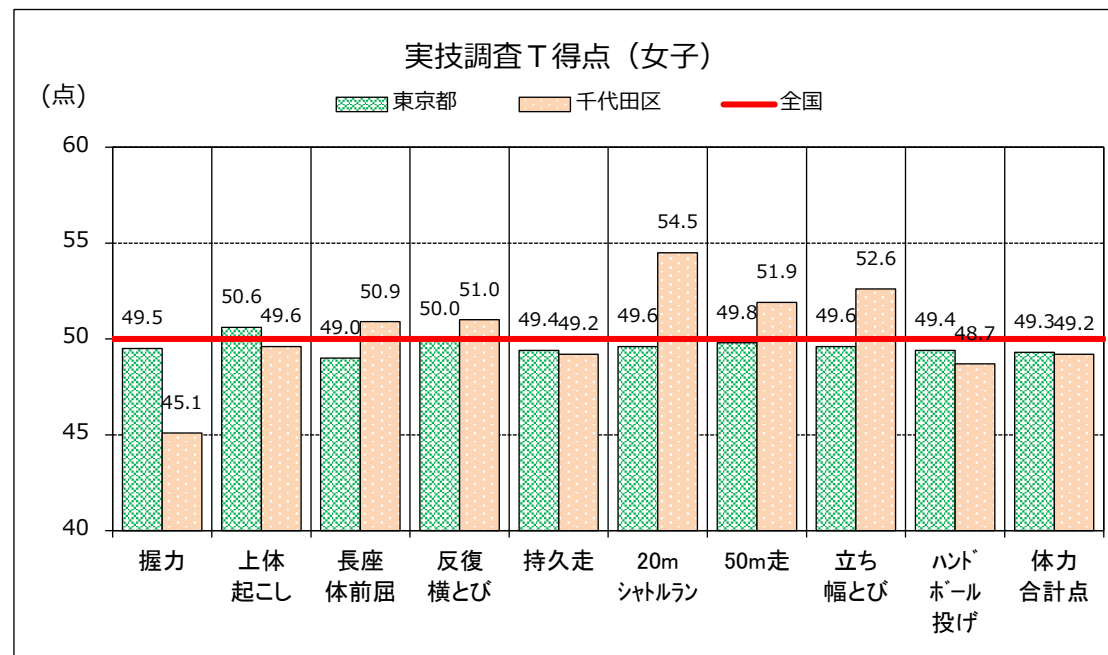
令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

中学校 2年女子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	435,539	23.79	4.61	50.0	433,249	23.69	5.85	50.0	434,004	46.32	9.99	50.0	430,667	47.28	6.76	50.0
東京都	32,749	23.56	4.59	49.5	32,514	24.06	5.45	50.6	32,633	45.34	9.76	49.0	32,307	47.25	6.24	50.0
千代田区	166	21.51	3.80	45.1	166	23.44	6.00	49.6	166	47.22	9.24	50.9	164	47.93	5.49	51.0

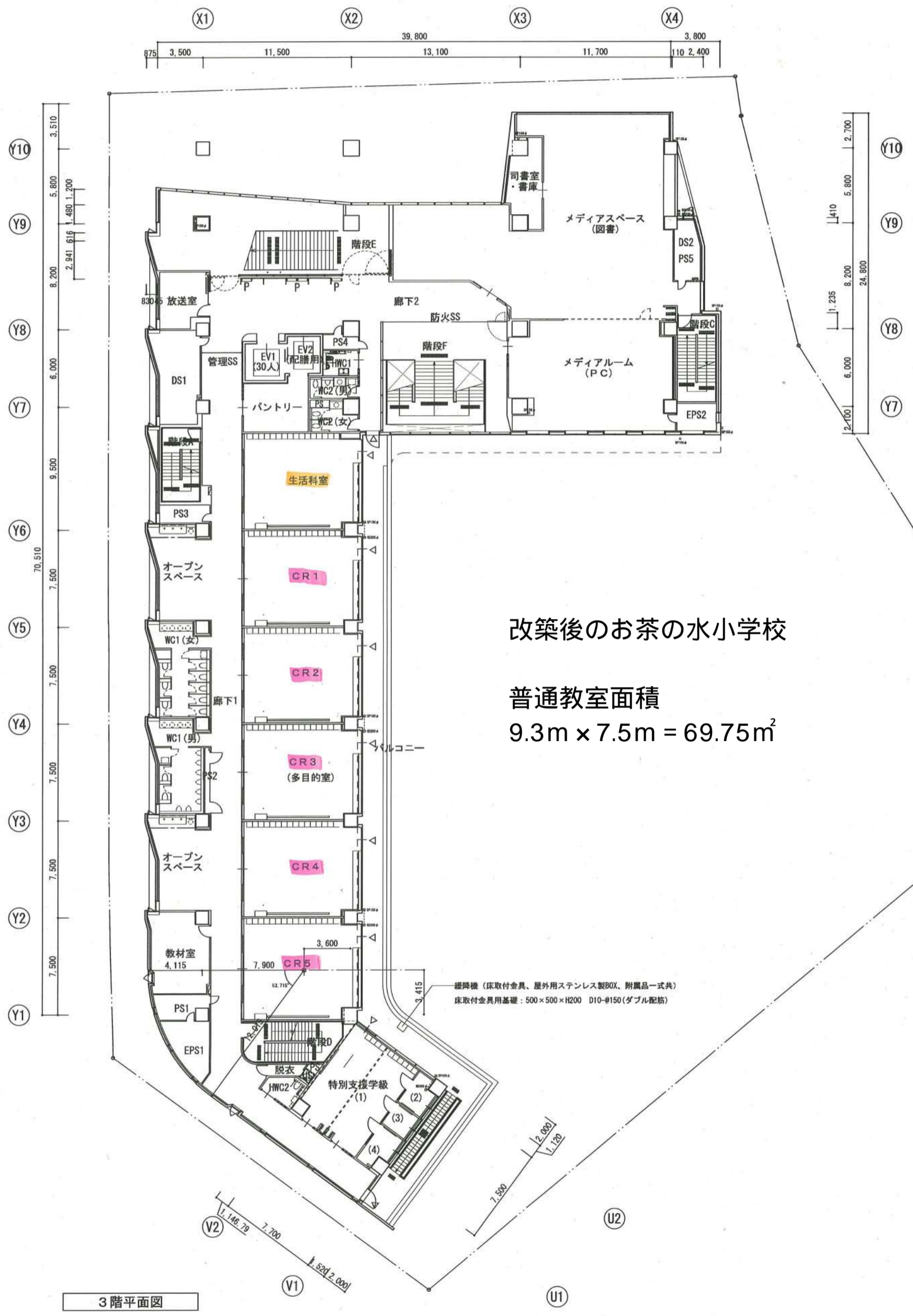
中学校 2年女子	持久走(秒)				20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	201,472	289.82	43.25	50.0	285,628	58.31	19.95	50.0	426,344	8.81	0.80	50.0	430,258	169.90	24.34	50.0
東京都	27,371	292.55	41.28	49.4	10,465	57.43	19.02	49.6	32,080	8.82	0.78	49.8	32,256	168.86	23.67	49.6
千代田区	162	293.36	36.84	49.2	32	67.34	19.56	54.5	162	8.66	0.74	51.9	158	176.32	22.17	52.6

中学校 2年女子	ハンドボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	430,442	12.96	4.18	50.0	401,891	50.22	11.04	50.0	401,891	31.4%	32.3%	24.7%	9.7%	1.9%
東京都	32,166	12.68	4.10	49.4	29,620	49.40	10.50	49.3	29,620	27.2%	34.2%	27.1%	9.8%	1.7%
千代田区	160	12.40	4.07	48.7	150	49.31	10.25	49.2	150	28.0%	32.7%	26.0%	12.0%	1.3%

※区の平均値が都及び全国より高い



区立お茶の水小学校・幼稚園 改築工事	
図面内容 3階平面図	図面番号 意-1107
縮尺 A1:1/150 A3:1/300	工事区分 建築工事



改築後のお茶の水小学校

普通教室面積
 $9.3\text{m} \times 7.5\text{m} = 69.75\text{m}^2$

エレベーター (床取付金具、屋外用ステンレス製BOX、附属品一式共)
 床取付金具用基礎: 500×500×H200 D10-φ150 (ダブル配筋)

3階平面図

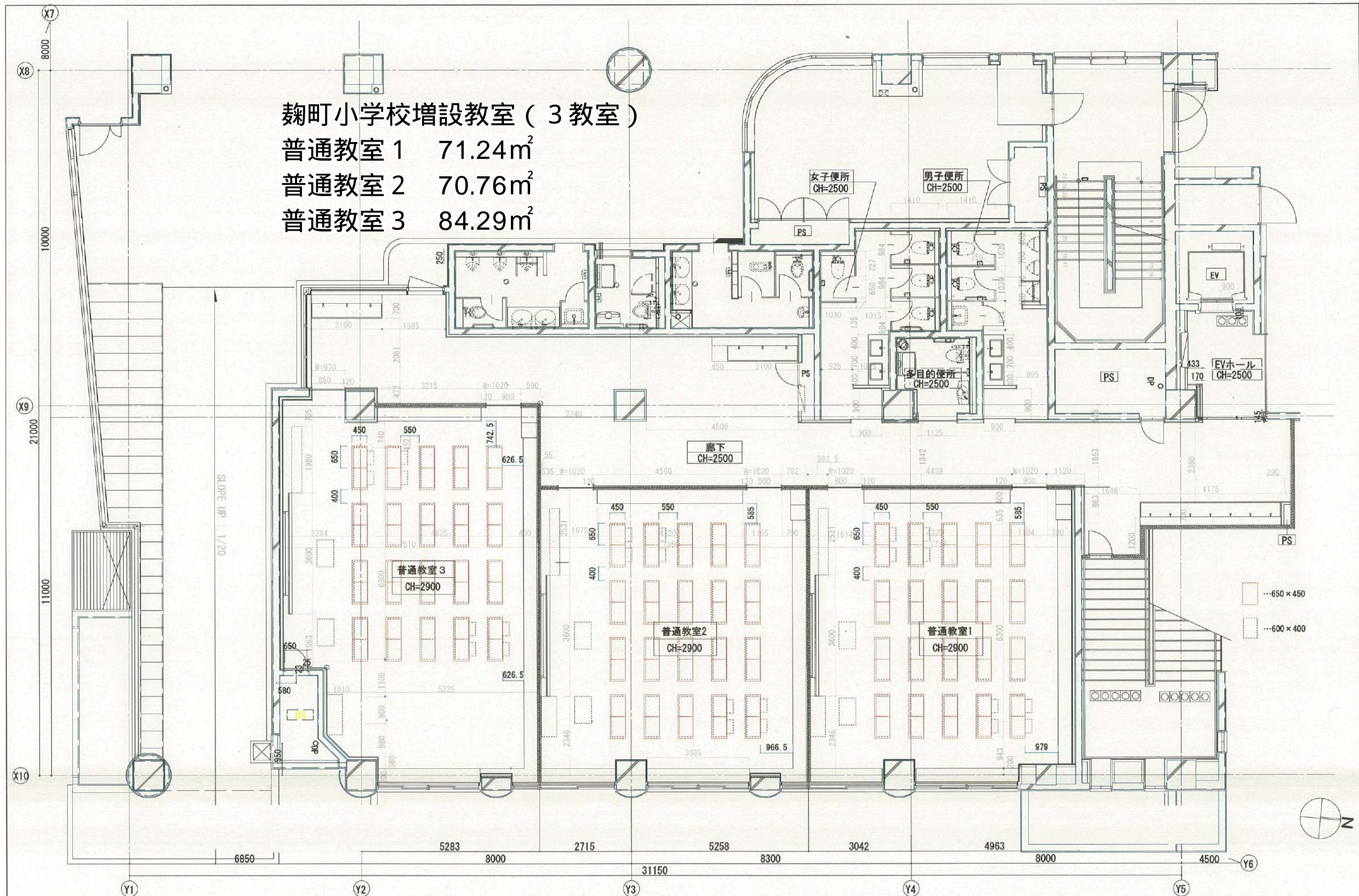


翹町小学校増設教室 (3 教室)

普通教室 1 71.24m²

普通教室 2 70.76m²

普通教室 3 84.29m²



千代田区政策経営部施設経営課	工事件名	区立翹町小学校普通教室化その他改修工事	図面名	平面詳細図[1階][改修後]	課長	係長	係員	SCALE	DATE	No.
								1/100	R3.6	A-21

児童数増減への自治体の対応パターン

児童数	状 況		対 応 例
減 少	→		統廃合 ・学校への通学のためにスクールバスの運用が多い
横ばい	→		現状維持 ・全国的な少子化の流れで統廃合が進んだ地域が多い
増 加	既存小学校に 余裕教室有り	自校に 有り	余裕教室にて学級数増 ・豊島区や新宿区の例。以前に児童数が減少し学校の統廃合を行ったが、既存の学校には余裕教室があり児童数が増加してきても収容可能
		他地域等 に有り	学校選択制等の制度利用 ・中央区、江東区、渋谷区等の例。人口増加地域から、そうではない地域に児童を誘引、スクールバスでの輸送や徒歩での通学
	既存小学校に 余裕教室無し	土地有り	学校新設 ・中央区や江東区では、沿岸部に土地があるため新設可能 ・その他に川崎市武蔵小杉（小杉小学校）、さいたま市武蔵浦和（武蔵浦和学園（予定））の事例有り
		土地無し	対応要検討【千代田区】 ・他自治体ではあまり事例が無く、検討が必要

各小学校の教室数・併設している施設の状況等

資料6

学校名	学校内の教室等		併設している施設	備考
	名称	数		
麴町小学校	普通教室	18	<ul style="list-style-type: none"> ・麴町出張所【1階、地下1階】 ・麴町幼稚園【1階】 ・アフタースクールこうじ町 (学校内学童クラブ)【1階】 	麴町出張所1階和会議室A・B部分を工事中。 工事終了後、普通教室が3教室増加予定。
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	2		
	図工室(準備室)	1		
	調理実習室(準備室)	1		
	図書室	1		
	特別活動室	4		
	教育相談室	1		
	給食室・ランチルーム	1		
九段小学校	普通教室	16	<ul style="list-style-type: none"> ・九段幼稚園【1, 2階】 ・九段小学校アフタースクール (学校内学童クラブ)【1階】 	特別活動室(少人数教室)2室及び図書室1室 は、普通教室として転用できるように工事済み。
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	1		
	図工室(準備室)	1		
	調理実習室(準備室)	1		
	図書室	2		
	特別活動室	6		
	教育相談室	1		
	給食室・ランチルーム	1		
番町小学校	普通教室	13	<ul style="list-style-type: none"> ・番町幼稚園【独立園舎】 ・アフタースクール番町第一・第二 (学校内学童クラブ)【地下1階】 	
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	2		
	図工室(準備室)	2		
	調理実習室(準備室)	1		
	コンピューター室	1		
	図書室	2		
	特別活動室	4		
	教育相談室	1		
	給食室・ランチルーム	1		

学校名	学校内の教室等		併設している施設	備考
	名称	数		
富士見小学校	普通教室	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじみこども園【2, 3階】 ・富士見わんぱくひろば【5階】 	視聴覚室は、令和4年度より新設する特別支援学級の教室として使用予定。
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	1		
	図工室(準備室)	1		
	調理実習室(準備室)	1		
	視聴覚室	1		
	コンピューター室	1		
	図書室	1		
	特別活動室	4		
	教育相談室	1		
	給食室・ランチルーム	1		
お茶の水小学校	普通教室	15	<ul style="list-style-type: none"> ・お茶の水幼稚園【1階】 ・アフタースクールお茶の水(学校内学童クラブ)【2階】 	新設予定の校舎における教室数等を記入。
	理科室(準備室)	1		
	生活科室	1		
	音楽室(準備室)	2		
	図工室(準備室)	1		
	調理実習室(準備室)	1		
	図書室	1		
	特別活動室	1		
	教育相談室	2		
	給食室・ランチルーム	1		

学校名	学校内の教室等		併設している施設	備考
	名称	数		
千代田小学校	普通教室	12	<ul style="list-style-type: none"> ・千代田幼稚園【2階】 ・マミーズエンジェル千代田保育園【1階】 ・アフタースクールさくら第一・第二 (学校内学童クラブ)【7階】 ・教育研究所【7階】 ・児童・家庭支援センター (さくらキッズ)【6階】 ・神田まちかど図書館【1階】 	<p>コンピューター室は、普通教室として転用できるように工事済み。</p>
	特別支援学級用教室	4		
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	1		
	図工室(準備室)	1		
	調理実習室(準備室)	1		
	コンピューター室	1		
	図書室	1		
	特別活動室	6		
	教育相談室	1		
	給食室	1		
昌平小学校	普通教室	9	<ul style="list-style-type: none"> ・昌平幼稚園【1階】 ・小学館アカデミー昌平保育園【1階】 ・神田児童館【5階】 ・昌平まちかど図書館【1階】 	
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	1		
	図工室(準備室)	1		
	調理実習室(準備室)	1		
	コンピューター室	1		
	図書室	1		
	特別活動室	6		
	教育相談室	1		
	給食室	1		
和泉小学校	普通教室	13	<ul style="list-style-type: none"> ・いずみこども園【1階】 ・いずみこどもプラザ【5, 6階】 ・ちよだパークサイドプラザ【5～7階】 	<p>・会議室兼ランチルームは、普通教室として転用できるように工事済み。</p>
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	1		
	図工室(準備室)	1		
	調理実習室(準備室)	1		
	コンピューター室	1		
	特別活動室	2		
	給食室・ランチルーム	1		

今後の教育のあり方検討について(案)

1 現状と課題

- (1) 児童・生徒数の急増による学級編制への影響や教室不足等が生じている。
- (2) 諸室の改修等による普通教室の増設や、新校舎整備に合わせた教室数増設等を行っているが、その対応も限界にきている。
- (3) 令和7年度までの5年間で、小学校の学級人数を段階的に35人とする必要がある。
- (4) 中学校2校の学校選択制により、一方の中学校に生徒が集中し不均衡が生じた。

上記の現状と課題を踏まえると、以下の点を検討していく必要がある。

- ① 公共施設適正配置構想に基づいた施設整備(幼稚園の併設、他の施設との合築、6学年2学級の12クラスを想定した施設整備、オープン教室、ランチルームの整備)について→児童・生徒数の急増、教室数の不足の中で今後どうしていくか。
- ② 校庭等の面積について→現在の広さが適正かどうか。
- ③ 学校内学童について→児童・生徒数の急増、教室数不足との関係の中でスペースをいかに確保するか。
- ④ 避難所機能について→人口の急増及び新型コロナウイルス感染防止対策に伴う避難所のキャパシティの問題、地下の体育館利用等をどうしていくか。
- ⑤ GIGAスクール構想を踏まえた、机の新規格とそれに伴う教室面積の拡大への対応について。

2 検討体制

- (1) 「今後の教育のあり方検討協議会」の設置
学識経験者、学校関係者等で構成する協議会を設置し、検討・協議を行う。
- (2) 部内PTの設置
子ども部内関係各課の職員で構成するPT(プロジェクトチーム)を設置し、課題解決に向けた意見交換等を行う。

3 今後のスケジュール

令和3年7月28日(水)	第1回検討協議会
9月、11月、令和4年1月	第2回～第4回検討協議会及び教育委員会報告
令和4年3月	検討協議会報告書の取りまとめ
令和4年度	基本方針の策定、中長期的な計画の検討

軽井沢少年自然の家のあり方検討について

1 第1回検討協議会について

(1) 実施日時

令和3年7月19日(月)午後1時00分～午後3時00分

(2) 出席者

委員 8名(全委員出席)

(3) 委員からの主な意見

- ・アクティブラーニングのような、体験を深める学習環境の整備が重要だと思う。
- ・従来の移動教室・夏季施設のような活用に加えて、現在の教育課題に対応できるような施設としたい。
- ・この施設を活用し、現地の小学生や外国人、大学生等と英語を学びあえるとよいのではないか。ICTを活用することで普段はオンラインで交流をすることもできる。
- ・オンラインでできること、できないことを十分に把握しておく必要がある。
- ・自然体験、軽井沢ならではの体験を取り入れるのがよい。
- ・体験活動は、事前事後の学習を十分に行い、体験から得たことを普段の生活に活かしていけるようにする必要がある。
- ・児童・生徒全員を対象とする活動と、一部の希望者に特化した活動とは分けて考えたほうがよい。

2 第2回検討協議会について

(1)実施日時

令和3年9月9日(木)午後1時00分～午後3時00分 ※現地視察含む

(2)出席者

委員 7名(1名欠席)

(3)委員からの主な意見

【施設整備について】

- ・これまでは大ホールを食堂としても利用していたということだが、食堂と活動するスペースは分けるべきである。また、グループごとに活動し、その結果を発表するためには、パネルを展示したりスクリーンを置いたりできる多目的ルームやホールが必要ではないか。
- ・トイレなど今の時代に合っていないところは新しくする必要がある。軽井沢町は建築制限が厳しく、あまり規模の大きい建物が建てられないので、近隣の施設も有効活用するなど、連携しながら使えるとよい。
- ・千代田区として新たな教育の目玉と考えた場合、子どもの多様な発達段階に対応できるように施設を建て替える方向で検討したほうが、可能性が広がるのではないか。周辺施設も活用することを前提としながら、設計から検討したほうが使い勝手がよくなるのではないか。

【活用方法について】

- ・いくつかコースを設定し、子どもたちが好きなコースを選んでグループでアクティブラーニングができるとよいのではないか。
- ・ICT教育や外国語教育はあくまで手段の1つであるため、施設のあり方をどうするかを考えていけるとよいのではないか。
- ・この施設でどのようなプログラムを行うかについては、現場の先生からも様々なアイデアがもらえるのではないか。
- ・特別支援学級で体験学習をする目的としては宿泊活動や身辺自立が大きいですが、自然豊かな環境で体を動かすことを楽しむことができるだろう。特別支援学級単体での体験教室だけでなく、障害者や多様性の理解という意味で通常の学級との交流プログラムも考えられるのではないか。
- ・SDGsが今後もっと重視されると考えている。この施設においても、体験学習を通じてSDGsに取り組んでいくことが必要ではないかと考えている。
- ・この施設を活用して、どのような子どもを育てたいか、子どもにどのような力を身に付けてほしいかを念頭に置いて考えていけるとよい。

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年11月、令和4年1月 第3回～第4回検討協議会及び教育委員会報告
令和4年度 基本方針及び施設整備計画の策定

<参考> 検討体制

学識経験者、元校長、学校関係者等で構成する協議会を設置し、検討・協議を行う。

「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会」委員一覧

氏名	役職等
佐藤 久美子	玉川大学大学院教育学研究科名誉教授
佐藤 和紀	信州大学教育学部助教、元東京都公立学校教員
小林 勇司	元千代田区立麴町小学校・お茶の水小学校校長
赤坂 寅夫	元中央区立佃中学校校長、元千代田区教育委員会指導主事
櫻井 千佳子	武蔵野大学グローバル学部教授
中村 裕子	千代田区立麴町小学校校長
堀越 勉	千代田区立神田一橋中学校校長
佐藤 尚久	千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長

第 1 回 軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会

日時：令和 3 年 7 月 1 9 日（月）

午後 1 時 0 0 分～

会場：千代田区役所 4 階 教育委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 正・副会長選任
- 5 事務局説明（現状・課題、今後のスケジュール等）
- 6 意見交換
- 7 その他
- 8 閉 会

【配布資料】

1. 軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会 委員名簿
2. 軽井沢少年自然の家のあり方検討（案）
3. 地元機関が千代田区軽井沢少年自然の家に求める機能や想定している活用方法
4. 軽井沢少年自然の家に係る建築制限について
5. 軽井沢少年自然の家周辺の公的施設・運動施設の配置状況
6. 東京 2 3 区の少年自然の家の活用事例、整備状況一覧（R 3. 7 月時点）
7. 軽井沢少年自然の家の敷地・配置図、メレーズ軽井沢の敷地・配置図
8. 現施設写真

軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会 委員名簿

資料1

	役職等	氏名
学識経験者	玉川大学大学院教育学研究科名誉教授	佐藤 久美子
	信州大学教育学部助教	佐藤 和紀
	元玉川大学教育リサーチセンター客員教授	小林 勇司
	元東京都教職員研修センター教授	赤坂 寅夫
	武蔵野大学グローバル学部教授	櫻井 千佳子
学校関係者	千代田区立麴町小学校校長	中村 裕子
	千代田区立神田一橋中学校校長	堀越 勉
千代田区	千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長	佐藤 尚久

<事務局>

所属	氏名
千代田区教育委員会事務局子ども部子ども総務課指導主事	相場 奨太
千代田区教育委員会事務局子ども部子ども総務課教育政策担当係長	樵 和也
千代田区教育委員会事務局子ども部子ども総務課	會田 佳子

1 背景と現状

- 校外学習の場として活用していた軽井沢少年自然の家のⅠ期施設は、平成28年から休館。現在はⅡ期施設（メレーズ軽井沢）のみ運営している。
- 令和2年10月の予算・決算特別委員会で、「売却はしない。」「議会と相談をして、お互い知恵を出し、千代田の子どもたちのために良い施設とする。」という2点を議会と区で約束した、と整理された。

2 願いと願い

- (1) 本施設を活用したICT教育、外国語教育の推進
- (2) 軽井沢でしかできない・ならではの体験活動（星の観察、スキー等）
- (3) 年間を通じた活用（教員研修、地域開放等）
- (4) 軽井沢風越学園との交流
- (5) 不登校や特別な支援が必要な児童・生徒の活用
- (6) 児童・生徒数急増、教室不足問題とのリンク（特色ある教育の一つに）

3 施設について

- 建て替え又はリノベーションが前提
 - ・バリアフリー
 - ・高速大容量の通信ネットワーク
 - ・PA※（プロジェクトアドベンチャー）等
- ※アメリカで開発された体験学習法をもとにした冒険教育プログラム（別紙参照）

4 参考にしたい取組

- ライフイズテック（プログラミングキャンプ）
- 東京グローバルゲートウェイ（体験型英語学習施設）
- 秋田県内3つの少年自然の家（プロジェクトアドベンチャー）

5 軽井沢町の教育の取組

- 令和2年3月19日、信州大学社会基盤研究所及び軽井沢風越学園と、教育の交流、人材育成、地域教育環境の充実及び活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展推進するために連携に関する覚書の締結を行った。
- 7校連携協定を行っている。（小学校3校、中学校、軽井沢高校、ISAK、風越）

6 検討体制及び今後のスケジュール

「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会」を令和3年度に4回（令和3年7月、9月、11月、令和4年1月）開催する。
令和4年度 基本方針及び施設整備計画の策定予定



地元機関が千代田区軽井沢少年自然の家に求める機能や想定している活用方法

資料 3

機関名	聞き取り日	求める機能や想定している活用方法等
長野県教育委員会事務局	令和3年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県内にある他自治体の少年自然の家は、飯盒炊爨やウォークラリーなどのオプションがあり、周辺の小中学校が利用している。本施設についても周辺の学校が利用する可能性あり。 ・高校のイングリッシュキャンプを行う場所として活用することも考えられる。 ・小学校の英語教育を行う場としても活用できるかもしれない。千代田区と長野県の児童・生徒と一緒に活動できるのも良いかもしれない。
軽井沢町教育委員会事務局	令和3年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・どういった活用が考えられるか今後検討していく。
信州大学社会基盤研究所	令和3年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・5Gを活用し、軽井沢風越学園やI S A Kを繋いで教育を行いたいと考えている。その中に千代田区の軽井沢少年自然の家も加えて、5Gでしかできない教育ができたかと考えている。 ・施設の活用について連携する場合には、信州大学の学生を活用することも可能である。

軽井沢少年自然の家に係る建築制限について

軽井沢町には、都市計画法による制限と、長野県・軽井沢町の条例による制限がかけられています。軽井沢少年自然の家の周辺にも、閑静な別荘地としての環境を維持するための制限が設けられています。

〈表 軽井沢町全体に係る制限〉

軽井沢少年自然の家に係る建築制限

用途地域	建蔽率	容積率 /道路幅員に 乗じる数値		建物後退	高さ制限			階数	日影規制 (56条の2)				
					絶対高さ	斜線 (56条)			制限を受ける建物	測定面	隣地境界線からの 水平距離		
						道路	北側				陸地	10m以内	10m超
第1種低層住居専用地域	30% [20%]	50% [20%]	4/10	1.5m (54条)	10m以下 (55条)	1.25- 20m	1.25 +5m	陸地	[2階]	軒の高さが7mを 超える建築物	1.5m	3時間	2時間
第1種住居地域 (第1種高度地区)	60%	200%	4/10	※1	10m以下 (1種高度)	1.25- 20m		1.25 +20	[2階]	最高高さが10mを 超える建築物	4.0m	4時間	2.5時間
近隣商業地域 (第2種高度地区)	80%	200%	6/10	※1	13m以下 (2種高度)	1.5- 20m		2.5 +31	[3階]		4.0m	5時間	3時間
無指定	集落形成地域	50%	100%	6/10	※1	[10m以下]	1.25- 20m		1.25 +20	[2階]			
	保養地域	30% [20%]	50% [20%]	6/10	※1	[10m以下]	1.25- 20m		1.25 +20	[2階]			

※ []内は軽井沢町の自然保護対策要綱による規制

※ ()内は建築基準法による規制

■用途地域

住居の環境の保護または業務の利便の増進、建物の用途の混在防止を目的として定めた地域です。用途地域を定めると、住居、商業、工業など市街地の大枠の土地利用が決まり、それぞれの内容に応じて、建設可能な建物の用途が決められています。

軽井沢少年自然の家に係る用途地域：第一種低層住居専用地域（略称「一低層」という。）

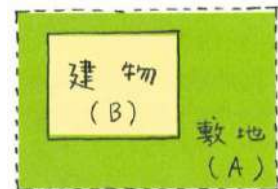
- 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域です。住宅、共同住宅、寄宿舎、図書館、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、公衆浴場、老人ホームなどの用途の建物は建築できますが、店舗、事務所、工場、ホテル・旅館などの用途の建物は建築できません。

■建蔽率

敷地面積に対する建築面積の割合です。敷地内にゆとりの空間をつくり、日照を確保したり、防災性を高めるために定めるものです。

いわゆる「建坪」のことです。

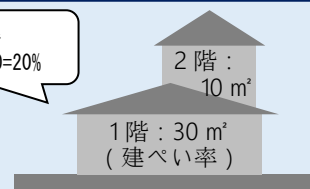
(右の図では、建築面積Bの敷地面積Aに対する割合)



軽井沢少年自然の家では

- 第一種低層住居専用地域では、30%と決められています。
- さらに軽井沢町自然保護対策基準による制限がかかるため、20%が上限になります。

容積率
(30+10)/200=20%

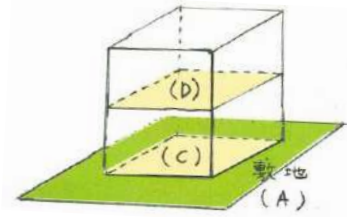


例：敷地面積 200 m²の場合

■ 容積率

敷地面積に対する建築延べ面積の割合です。それぞれの地域にふさわしい大きさの建物が建てられるように定めるものです。なお、建築延べ面積とは、建物の床面積の合計のことです。

(右の図では、延べ床面積C + Dの敷地面積Aに対する割合)



軽井沢少年自然の家では

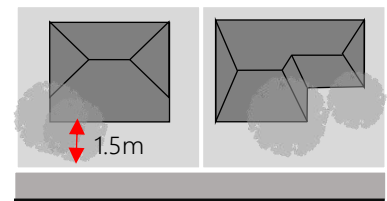
- 一低層では、50%に設定されています。(2階建て程度)
- さらに軽井沢町自然保護対策基準による制限がかかるため、20%が上限になります。

■ 建物後退

建築基準法では、建物の安全性を担保するために、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めています。第一種低層住居専用地域については、敷地境界から建物を1.5mまたは1m下げることが決められています。

軽井沢少年自然の家では

- 敷地境界から、1.5mの後退が決められています。



建物後退のイメージ

■ 高さ制限・階数

建築基準法では、一低層の建物の高さは10メートルもしくは12メートルと定められており、基礎自治体でいずれかを選ぶことができます。

軽井沢町自然保護対策基準には、自然保護の観点から、容積率・建蔽率のさらなる制限、建物の高さ、夜間照明、道路からの建物の後退等について定められており、一低層には建物の階数に制限がかかっています。

軽井沢少年自然の家では

- 建物の高さは10m以下、階数は2階までが上限となっています。

■ 建物構造

メレーズ軽井沢と少年自然の家の間を通る道路は都市計画道路に指定されています。そのため、都市計画施設(都市計画道路・都市計画公園等)内の建築許可基準により、事業の円滑な執行を確保するため、一定の建築制限がかけられています。

軽井沢少年自然の家では

- 階数2以下、地階なしとなっています。
- 主要構造部は、木造・鉄骨造・CB造に類する構造にする必要があります。



軽井沢少年自然の家の施設の現況と建築制限の比較

軽井沢少年自然の家と現況の建物制限を比較しました。

〈表 軽井沢少年自然の家の施設の現況と建築制限の比較〉

項目	軽井沢少年自然の家	建築制限
敷地面積	16924.01 m ²	
延床面積	3388.47 m ²	
建蔽率	18.67%	20%
容積率	20%	20%
建物の高さ	9.95m	10m以下
建物後退	1.5m以上（4m）	1.5m
階数	2階	階数2以下、地階なし
建物構造	RC構造	主要構造部が木造・鉄骨造・CB造に類する構造であること
付属・併設	大ホール	隣地境界からフェンスまで、できる限り後退し、十分な植栽を行い、騒音の防止とプライバシーの保護に努めること。

課題

○現在の施設は建蔽率・容積率ほぼ目いっぱいのものであり、建て替えにあたっては、現状以上の規模のものを建て替えることはできません。

○別荘地化の進展により、近隣でのナイトハイクやキャンプファイヤー活動に制限が生じています。

軽井沢少年自然の家・周辺の公的施設・運動施設の配置状況

- 軽井沢少年自然の家周辺にある、民間・公的のスポーツ施設と植物園などの施設を調査しました。民間の宿泊施設に設置されているテニスコートなどの施設は、調査対象から除外しています。
- 3キロ圏内に体育館や運動広場が集中しており、アイススケートなどのウィンタースポーツが体験できる施設が6キロ圏内に位置していることがわかりました。

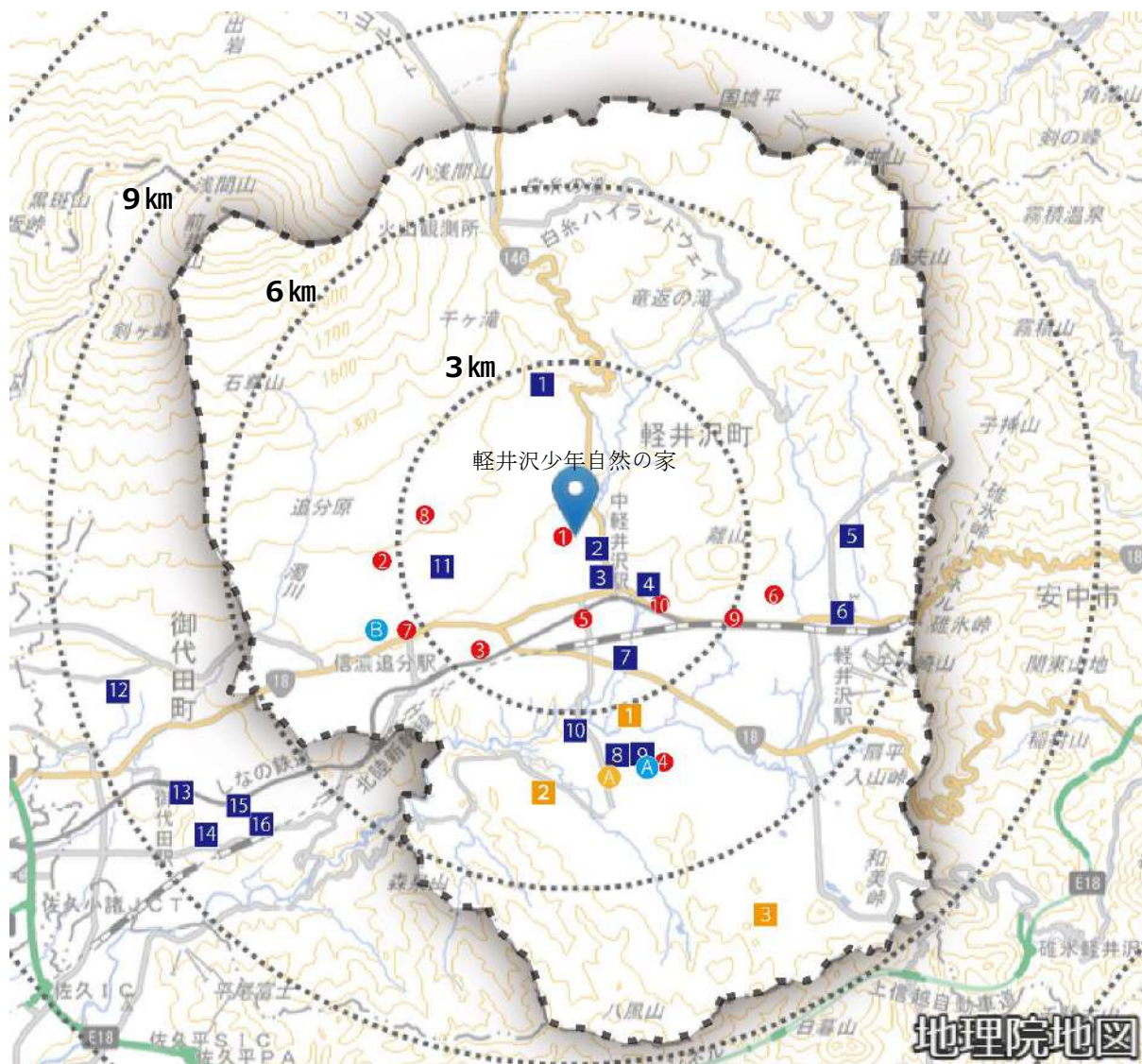


図 軽井沢少年自然の家・周辺の公的施設・運動施設の配置状況

凡例

- | | |
|------------|------------|
| ■ 公的スポーツ施設 | ● 公的のその他施設 |
| ■ 民間スポーツ施設 | ● 民間・その他施設 |
| ● 学校・教育施設 | |

【公的施設】

分類	番号	施設名	施設内機能
運動施設	1	浅間ふれあい公園	運動場
	2	長倉北公園	運動場
	3	狩野公園	運動場
	4	軽井沢町屋内多目的運動場 体育館	体育館
	5	諏訪ノ森公園	運動場
	6	軽井沢矢ヶ崎公園	運動場
	7	湯川ふるさと公園	多目的広場・散歩道・運動場
	8	軽井沢風越公園	総合体育館 アイスアリーナ
	9	スカップ軽井沢	プール トレーニングルーム
	10	風越夫婦石マレットゴルフ場	ゴルフ場
	11	大日向運動場	軟式野球・ソフトボール場
	12	やまゆり公園つどい広場	グラウンド
	13	龍神の杜公園	グラウンド
	14	雪窓公園	野球場 多目的グラウンド
	15	御代田町B&G海洋センター	体育館
	16	御代田町ヘルスパイオニアセンター	フットサル場
その他施設	A	軽井沢町植物園	植物観察
	B	追分宿郷土館	体験学習

【民間施設】

分類	番号	施設名	施設内機能
運動施設	1	軽井沢タリアセン	ボート ゴルフ ウォータースポーツ
	2	軽井沢乗馬倶楽部	乗馬体験
	3	軽井沢レイクガーデン	植物園・散歩道
その他施設	A	軽井沢発地ホテルの里	ほたる観察 (ボランティア団体が運営)

【学校・教育施設】

分類	番号	施設名
学校・教育施設	①	中野区少年自然の家
	②	練馬区立少年自然の家
	③	信州大学社会基盤研究所
	④	軽井沢風越学園
	⑤	軽井沢中部小学校
	⑥	軽井沢東部小学校
	⑦	軽井沢西部小学校
	⑧	U W C ISAK Japan
	⑨	軽井沢高等学校
	⑩	軽井沢中学校

(1) 事例調査の概要

東京都 23 区が所有・管理する、教育施設のうち宿泊機能を持つ施設について調査を行いました。
千代田区軽井沢少年自然の家のあり方検討に資するため、収集した事例を以下3つの視点で見直し、抜粋をしました。

●事例整理の視点

- ① 軽井沢町にある少年自然の家の事例
- ② 地域特性をいかした活動や英語学習等が実施されている事例
- ③ 大規模な施設改修を実施した事例

〈事例一覧〉

No.	施設名	区	事例内容	視点
1	ベルデ軽井沢	練馬区	・軽井沢町に立地する施設	①
2	軽井沢少年自然の家	中野区	・軽井沢町に立地する施設	①
3	八ヶ岳林間学園	目黒区	・イングリッシュサマースクールの実施	②
4	那須高原学園 「北区しらかば荘」	北区	・イングリッシュサマースクールの実施	②③
5	岩井臨海学園	北区	・避難訓練を含む水泳実習	②
6	清里高原ロッジ・清里高原少年 自然の家	荒川区	・専門家を講師に招いたイベントの実施	②
7	少年自然の家八ヶ岳荘	板橋区	・グランピング施設の設置	③

(2) 各事例の内容

NO.1【練馬区】ベルデ軽井沢

<p>概要</p>	<p>所在地 : 長野県北佐久郡軽井沢町 竣工年(築年数) : 平成2年(31年) 運営手法 : 指定管理 宿泊以外の施設 : 体育館、グラウンド、スキー庫</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理で運用しており、学校利用と一般利用を分けずに運用しています。 ・館内にスキー庫を備えており、冬季にはウィンタースポーツを楽しむことができます。 ・間伐体験と自然体験を目的として森(ベルデの森)を借りており、校外学習では多くの学校が林業体験を行っています。 ・ベルデの森では学校の体験学習の他、自然保護レンジャーと自然観察インストラクターの研修会なども実施されています。
<p>写真等</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>施設外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>スキー庫</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>ベルデの森</p> </div>
<p>出典</p>	<p>練馬区ホームページ</p>

NO.2【中野区】軽井沢少年自然の家

<p>概要</p>	<p>所在地 : 長野県北佐久郡軽井沢町 竣工年(築年数): 昭和56年(40年) 運営手法 : 指定管理 宿泊以外の施設 : 資料室及び談話室、休憩・談話スペース、レクホール、広場</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ合宿、ハイキングやスポーツを楽しむことができます。 ・校外学習では、周辺にある施設と連携しながら産業や歴史の学習プログラムを進めています。冬季にはスキー教室を実施しています。
<p>写真等</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">施設外観・広場</p>
<p>参考</p>	<p>中野区ホームページ 教育委員会 委員会資料</p>

NO.3【目黒区】八ヶ岳林間学園

<p>概要</p>	<p>所在地 : 山梨県北杜市高根町 竣工年(築年数): 昭和59年(37年) 運営手法 : 直営(委託管理) 宿泊以外の施設 : 体育館・グラウンド</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4年生から中学校1年生を対象として自然宿泊体験を実施しています。 ・平成30年度より、中学1年生対象の「イングリッシュサマースクール」を当該施設で実施しています。
<p>写真等</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 建物外観 体育館 運動施設 </p> <div style="text-align: center;">  <p>中学1年生を対象としたイングリッシュサマースクール</p> </div>
<p>参考</p>	<p>教育委員会広報誌</p>

NO.4【北区】那須高原学園「北区しらかば荘」

<p>概要</p>	<p>所在地 : 栃木県那須郡那須町 竣工年（築年数）：昭和 62 改築（34 年） 運営手法 : 指定管理 宿泊以外の施設 : レストラン、カラオケ</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小・中学校の校外施設として活用されています。 ・中学 2 年生を対象として、英語を使って外国人とコミュニケーションを取りながら生活や自然体験をする、English Summer Camp を実施しています。
<p>写真等</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>施設外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>内部</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>サマーキャンプの様子</p> </div> </div>
<p>参考</p>	<p>北区ホームページ</p>

NO.5【北区】岩井臨海学園

<p>概要</p>	<p>所在地 : 千葉県南房総市 竣工年（築年数）：平成 11 年（22 年） 運営手法 : 直営 宿泊以外の施設 : ー</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北区の小学生を対象とした自然体験施設として運用されています。 ・近隣にある海水浴場で、ライフセーバーの指導による水泳実習、津波警報が発令された想定での避難訓練が行われます。ライフセーバーには、オーストラリアの方の参加もあり、国際交流も図られています。
<p>写真等</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>施設外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>水泳実習の様子</p> </div> </div>
<p>参考 URL</p>	<p>北区ホームページ</p>

NO.6【荒川区】清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家

<p>概要</p>	<p>所在地 : 山梨県北杜市高根町 竣工年(築年数): 昭和 58 (38 年) 運営手法 : 指定管理 宿泊以外の施設 : 研修室、体育館、散策路、ひまわり畑</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象とした移動教室を実施しており、ほうとうづくりや竹細工といった野外活動を行っています。 ・宿泊者を対象としたイベントを毎月実施しており、10 月は石釜によるピザづくり、11 月はりんご狩りやほうとうづくりなど、季節ごとに内容を変えて開催しています。 ・2016 年からはオリンピックの競歩代表など専門家を講師に招いた本格的なトレーニングを実施する「ランニング&ウォーキング合宿 IN 清里」を毎年 9 月頃に開催してきました。
<p>写真等</p>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>建物外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>移動教室の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p>ランニング&ウォーキング合宿 IN 清里</p> </div> </div>
<p>参考</p>	<p>荒川区ホームページ</p>








NO.7【板橋区】少年自然の家八ヶ岳荘










<p>概要</p>	<p>所在地 : 長野県諏訪郡富士見町 竣工年(築年数): 昭和57年(39年)、平成27年以降に大規模改修 運営手法 : 指定管理 宿泊以外の施設: 会議室3室体育館、キャンプ施設、多目的広場、遊歩道、マレットゴルフコース</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季キャンプでは、野外炊飯やキャンプファイヤー、木工体験、ますつかみ体験といったさまざまな自然体験活動を実施しています。 ・2020年の大規模により、木立ちの中のバーベキュー場や、八ヶ岳の山々を望むウッドデッキを備えたアウトドアキッチンを設け、豊かな自然を満喫できるようになっています。ソファやベッドを備えた大型のキャンパステントも設置しています。
<p>写真等</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>施設外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>内部</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>グランピング施設</p> </div>
<p>参考</p>	<p>指定管理者作成ホームページ</p>









2 東京23区の少年自然の家整備状況 一覧 (R3.7月時点)






- 23区が所有・管理する宿泊機能を持つ施設について調査を実施しました。
- 多くの施設が竣工から20年以上経過しており、大規模な改修や増設を行っている施設も見受けられる。宿泊以外の機能としては、体育館、運動場の他、地域特性を生かした天体観測スペースやキャンプ場を持っている所もあります。

1で取り上げた事例

区	名称	敷地面積	延床面積	構造階数	築年数	宿泊以外の施設の設備							所在地	竣工年月	取組	外観などの写真	
						ホール	会議室・研修室	普通・特別教室	屋内運動施設	運動場	キャンプ施設	その他					
千代田区	軽井沢少年自然の家	16,924㎡	3,388㎡	RC造 (一部2階建て)	35	大ホール				体育館				長野県北佐久郡軽井沢町	昭和61年6月	(休止中)	
中央区	柏学園	42,373㎡	4,341㎡	RC造 (2階建て)	33			学習室 理科調理室 多目的室 製作活動室	体育館	運動場				千葉県柏市	昭和63年	・樹木観察 ・キャンプファイヤ ・芋ほりなどの農業体験 ・庭園観察 ・木工工作の実施	
港区	箱根ニコニコ高原学園	18,926㎡	6,166㎡	(不明) (宿泊棟4階建て)	29			学習室 工作室	体育館 リクリエーションホール	運動場	キャンプファイヤー	天体観測スペース ピオトープ施設	神奈川県足柄郡箱根町	平成4年 全面改築	(不明)		
新宿区	ヴィレッジ女神湖(女神湖高原学園)	(不明)	7,995㎡	RC造 (一部3階建て)	27	オリエンテーションホール (大会議室)		レクリエーションホール	体育館(バスケットボール2面、バレーボール2面、卓球台4台、バドミントン3面等)			飯ごう炊さん場	カラオケルーム	長野県北佐久郡立科町	平成6年	・ツリークライミング ・カヌー体験	
文京区	八ヶ岳高原学園	152,066㎡	8,275㎡	RC造 (2階建て)	45			普通教室、 工作及び理科室、 視聴覚室、 図書標本室	体育館	運動場			保健室	長野県南佐久郡南牧村	昭和51年4月	・リアルテラリウムプロジェクト(体験型植生変化観察森林整備計画) ・学園の花図鑑の作成 ・登山 ・間伐材を用いた木工工作教室の実施 ・野外調理体験	
台東区	少年自然の家霧ヶ峰学園	(不明)	7,237㎡	RC造 (2階建て)	38		研修室 (2室)	図書資室	第1体育館・第2体育館(柔道・剣道場)	第1運動場(200mトラック、サッカー場)・第2運動場(野球場)・第3運動場(テニスコート3面)	野外炊飯施設・キャンプ場	スキー室・スキー靴室	長野県諏訪市	昭和58年12月	・ニュースポーツ体験		
墨田区	あわの自然学園	18,367㎡	3,633㎡	RC造 (3階建)	43								散策路	栃木県鹿沼市	昭和53年5月	・はしづくり ・マスカみ体験 ・ハイキング	

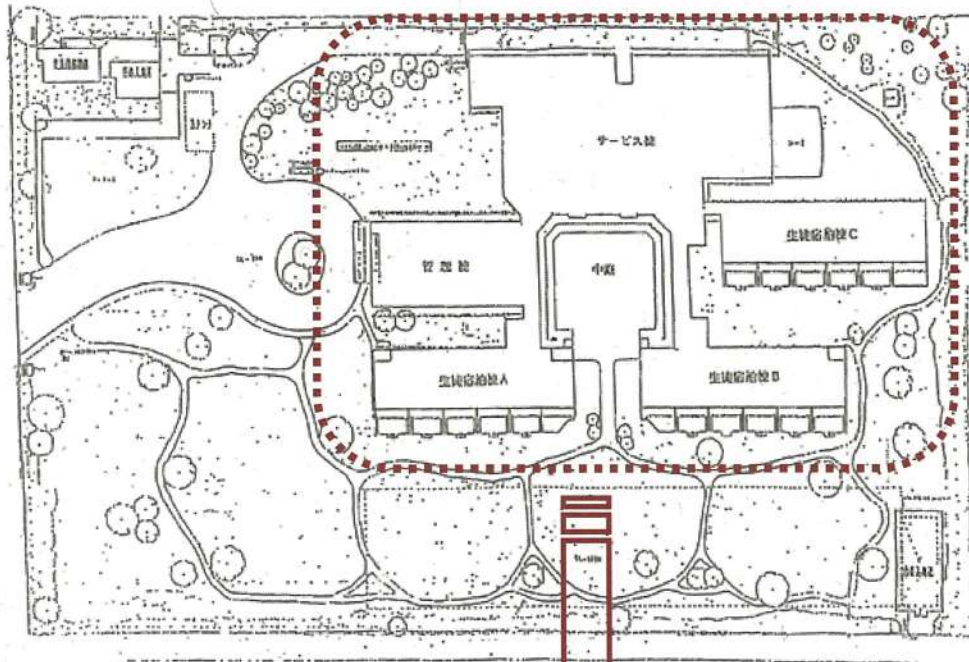
区	名称	敷地面積	延床面積	構造階数	築年数	宿泊以外の施設の設備							所在地	竣工年月	取組	外観などの写真
						ホール	会議室・研修室	普通・特別教室	屋内運動施設	運動場	キャンプ施設	その他				
江東区	日光高原学園	25,632㎡	4,202㎡	RC造 (4階建て)	57				体育館			天体観測室	栃木県日光市	昭和39年	・登山	
品川区	光林荘	(不明)	6,407㎡	(不明)	27	レクリエーションホール	学習室 (2室)		体育館		テント常設		栃木県日光市	平成6年	・飯盒炊飯活動 ・ハイキング ・彫刻体験	
目黒区	ハヶ岳林間学園	33,239㎡	4,267㎡	RC造	37				体育館	グラウンド			山梨県北杜市 高根町	昭和59年	・イングリッシュサマーキャンプの実施 ・自然体験学習	
	興津自然学園	14,317㎡	3,759㎡	RC造 (3階建て2棟)	11				体育館	グラウンド	かまど		千葉県勝浦市	平成22年	・海水浴	
大田区	伊豆高原学園	(不明)	7,252㎡	RC造、 一部鉄筋 (2階)	6		会議室 (2室)	多目的 スペース 調理実習室	体育室	スポーツ 広場	桜の広場 (バーベ キュー)	天文台	静岡県伊東市	平成27年	・塩づくり ・わさび漬づくり ・木工工作 ・アウトドアクッキング ・星空観察 ・釣り体験 ・磯遊び体験 ・ミニハイキング	
世田谷区	河口湖林間学園	18,664㎡	5,258㎡	RC造 (3階)	54		学習室 準備室		第一体育室 第二体育室				南都留郡 富士河口湖町	昭和42年 7月	・ハイキングや登山 ・富士山世界遺産群の学習 ・世田谷市内の小学校間の交流 事業	
	健康村(ふじやまビレジ)	(不明)	5,309㎡	(不明)	35		ミーティング ルーム	工房	村の会堂		野外炊事場	コイン ランドリー	群馬県利根郡川 場村	昭和61年	・登山 ・飯ごう炊さん ・自然体験プログラム等	
	健康村(なかのビレジ)	(不明)	6,072㎡	(不明)	35		会議室		屋根付き広場		キャンプファイヤー場、 野外炊事場		群馬県利根郡川 場村	昭和61年		
中野区	軽井沢少年自然の家	3,221㎡	17,198㎡	(不明)	40	レクホール	資料室 談話室			広場	休憩&談話ス ペース	長野県北佐久郡 軽井沢町	昭和56年	(不明)		

区	名称	敷地面積	延床面積	構造階数	築年数	宿泊以外の施設の設備							所在地	竣工年月	取組	外観などの写真
						ホール	会議室・研修室	普通・特別教室	屋内運動施設	運動場	キャンプ施設	その他				
北区	那須高原学園「北区しらかば荘」	12,363㎡	4,067㎡	RC造(3階建て)	34							喫茶コーナー、売店、カラオケ	栃木県那須郡那須町	昭和62改築	・English Summer Campの実施	
	岩井学園	8,452㎡	4,949㎡	RC造	22								千葉県南房総市	平成11年	・大房岬（磯の観察、オリエンテーリング） ・砂山（サンドスキー） ・清和県民の森（ハイキング） ・ライフセービング	
荒川区	清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家	30,382㎡	3,999,964㎡	RC造一部鉄骨鉄筋コンクリート造(2階建)	38		研修室		体育館			散策路 ひまわり畑	山梨県北杜市高根町	昭和58年4月	・ピザ作り、りんご狩りやほうとう作りなどの季節ごとのイベント ・天体観測 ・ランニング&ウォーキング合宿IN清里（専門家による指導）	
	下田臨海学園	7,193㎡	2,303㎡	RC造(2階)	53								静岡県下田市	昭和43年7月（平成28年増設）	・海水浴	
板橋区	榛名林間学園	16,451㎡	4,280㎡	(不明)	37		会議室		体育館				群馬県高崎市榛名湖町	昭和59年	・登山 ・キャンプファイヤー ・野外炊飯	
	少年自然の家八ヶ岳荘	96,907㎡	7,077㎡	(不明)	39		会議室(3室)		体育館	多目的広場	キャンプ施設	遊歩道 マレット ゴルフコース	長野県諏訪郡富士見町	昭和57年	(不明)	
練馬区	練馬区立少年自然の家（呼称「ベルデ軽井沢」）	132,697㎡	8,704㎡	(不明)	31				体育館（バスケット、バレーボール、パドミントン、卓球等）	グラウンド2面（野球・サッカー）テニスコート（全8面）		スキー（保管庫）	長野県北佐久郡軽井沢町	平成2年	・間伐体験 ・スキー教室 ・自然体験	
	練馬区立少年自然の家（呼称「ベルデ下田」）	(不明)	2,997㎡	(不明)	51		集会室 ミーティング ルーム						静岡県下田市	昭和45年	(不明)	

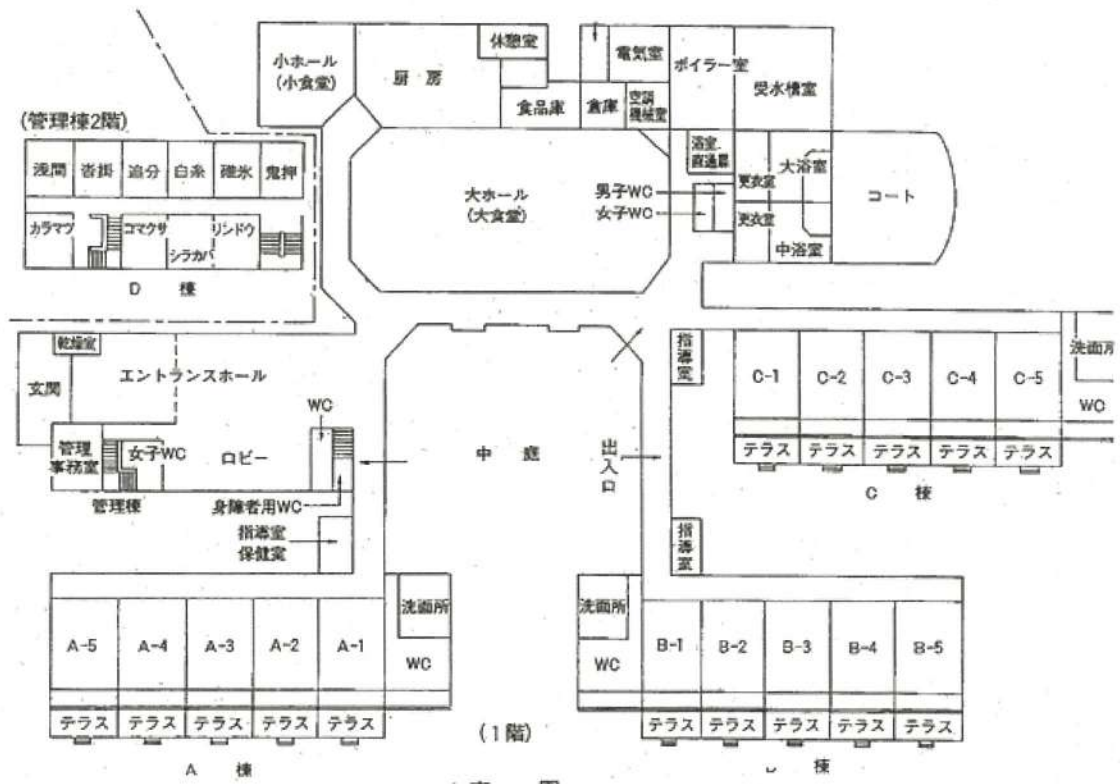
区	名称	敷地面積	延床面積	構造階数	築年数	宿泊以外の施設の設備							所在地	竣工年月	取組	外観などの写真
						ホール	会議室・研修室	普通・特別教室	屋内運動施設	運動場	キャンプ施設	その他				
練馬区	練馬区立少年自然の家（呼称「ベルデ武石」）	(不明)	5,839㎡	(不明)	41		研修室		体育館（バスケット、バレーボール、バドミントン、卓球等）	グラウンド1面（野球・サッカー）テニスコート（全4面）			長野県上田市	昭和55年（平成6年新館増設）	・農業体験	
	練馬区立少年自然の家（呼称「ベルデ岩井」）	(不明)	6,298㎡	(不明)	36		研修室（1室）		体育館	グラウンド（全2面）（野球・サッカー）、テニスコート（全6面）	飯ごう炊さん場		千葉県南房総市	昭和60年	・キャンプファイヤー	
足立区	鋸南自然の家	(不明)	7,795㎡	RC造	26				体育館	グラウンド（1面）テニスコート		ジョギングコース（435m）	千葉県安房郡鋸南町	平成7年	・自然教室（ハイキング、磯の生物観察など） ・キャンプファイヤー	
	日光林間学園	(不明)	6,484㎡	RC造	31				レクリエーションホール（体育館）				栃木県日光市	平成2年	・中禅寺湖や戦場ヶ原といった雄大な自然とふれあい ・東照宮や輪王寺等の歴史的文化遺産を見学	
葛飾区	日光林間学園	5,519㎡	28,646㎡	鉄筋（4階建て）	30		会議室（2室）		体育館	運動場	キャンプファイヤー場、飯ごう炊さん場		栃木県日光市花石町	平成3年	・SDGsオリエンテーリング ・工作活動、染め物体験 ・キャンプファイヤー ・野外炊飯	

《軽井沢少年自然の家の敷地・配置図》

敷地全体

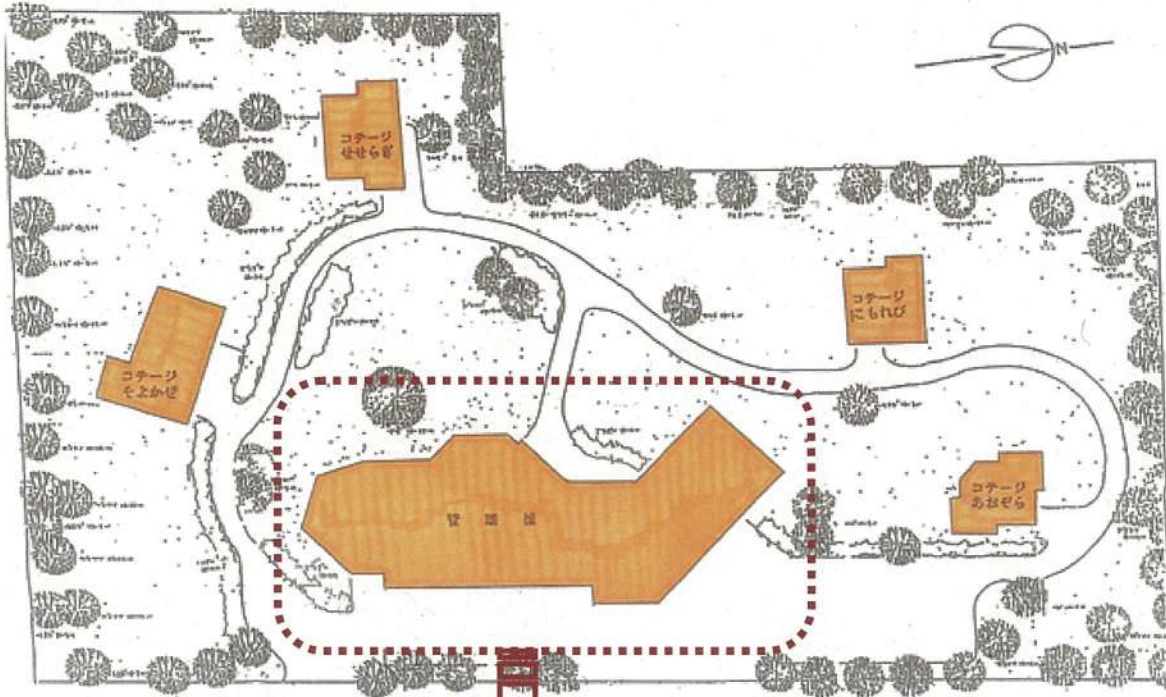


配置図

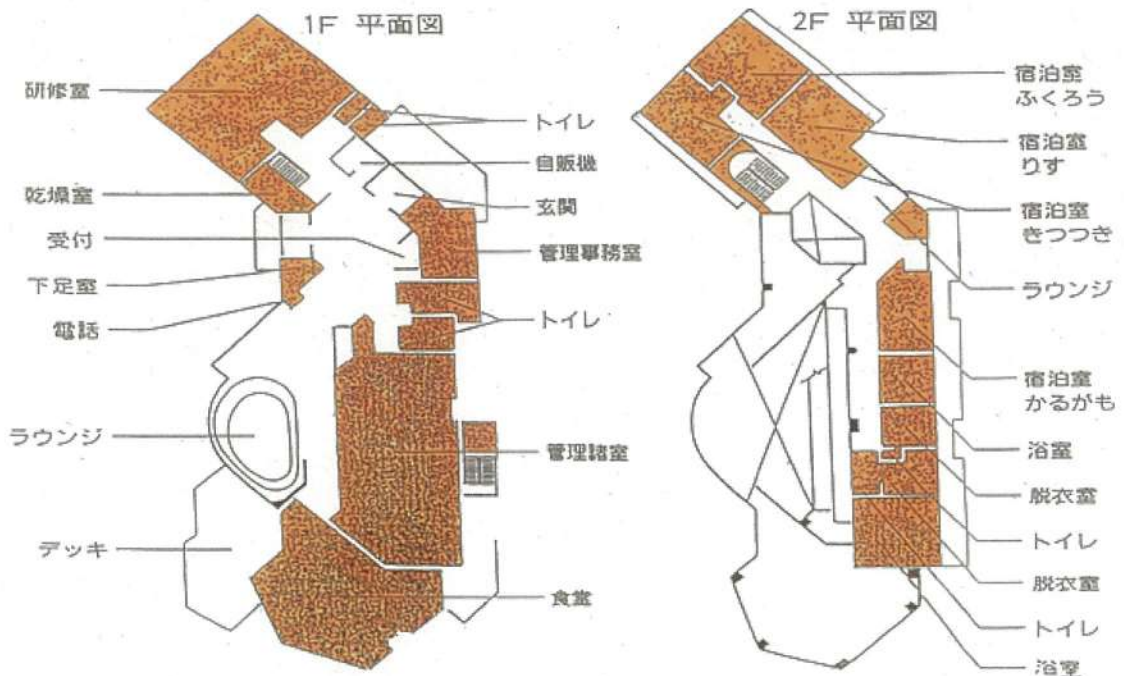


《メレーズ軽井沢の敷地・配置図》

敷地配置図



建物配置図



千代田区立軽井沢少年自然の家 *メリーズ軽井沢* 案内図













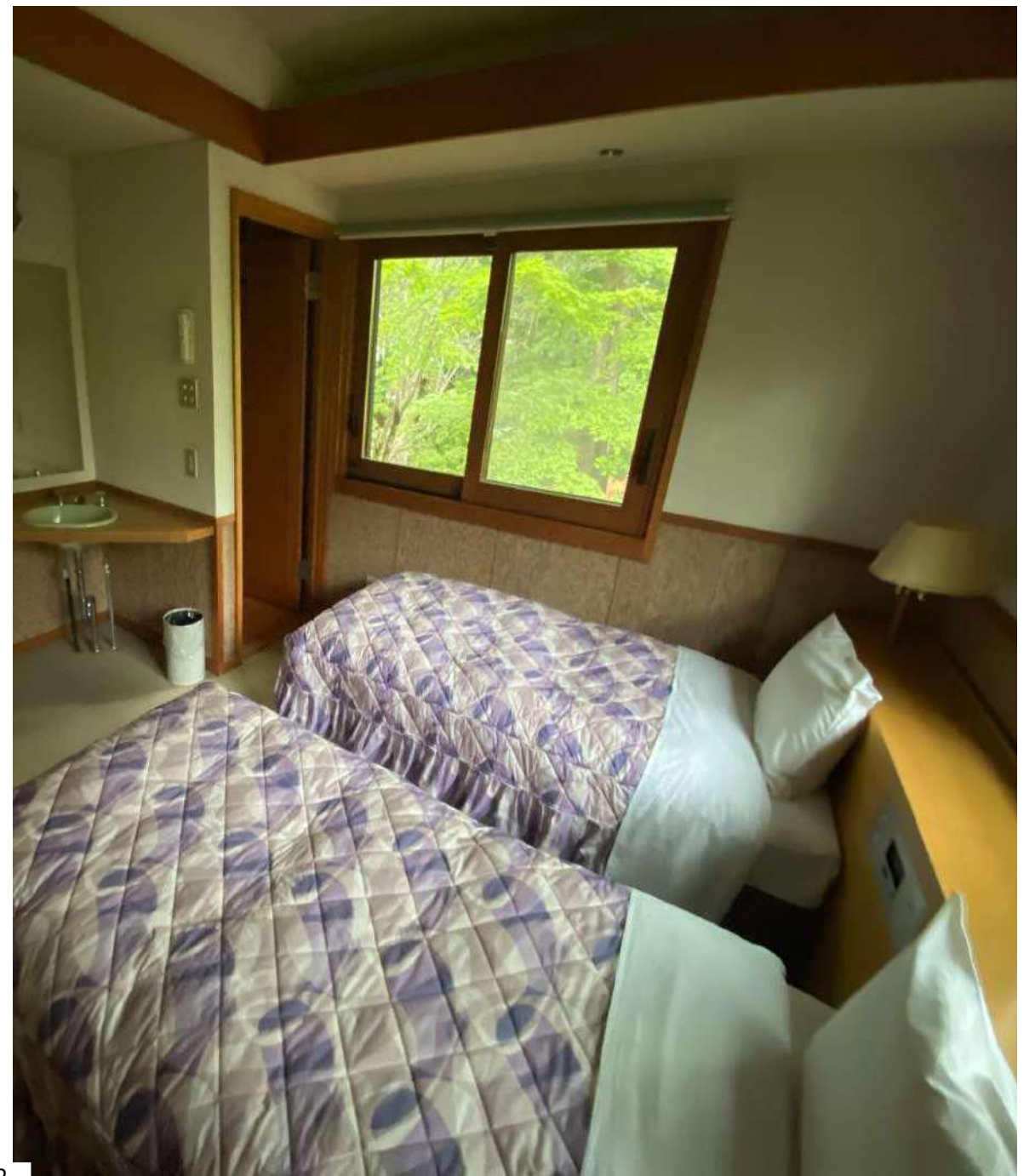












第2回 軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会

日時：令和3年9月9日（木）
午後1時00分～
会場：軽井沢少年自然の家

次第

1 開 会

2 議 事

(1) 施設見学

(2) 意見交換会

(3) 今後のスケジュールについて

3 閉 会

<配付資料>

- | | | |
|------|-----------------------|------|
| 資料1 | 第1回軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会 | 意見要旨 |
| 資料2 | 軽井沢少年自然の家の利活用方針（たたき案） | |
| 資料3 | ご意見シート | |
| 参考資料 | 参考となる事例集 | |

第 1 回 軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会 意見要旨

1. 少年自然の家の改修の方向性について

【施設の機能】

- アクティブラーニングのような、体験を深める学習環境の整備が重要だと思う。
- 従来の移動教室・夏季施設での活用に加えて、現在の教育課題に対応できるような施設にしたいと考えている。

【宿泊機能】

- 学校利用としての宿泊施設だけでなく、職員の研修施設としても活用できるとよい。
- 現在、嬭恋自然体験交流教室の宿泊施設として利用している東海大の施設は、借りている施設であり、千代田区の子どもたちのニーズからずれていると感じることがある。千代田区の子どもたちにあう施設ができれば、活動場所である嬭恋村まで距離があることはわかっているが使用したい。

2. 少年自然の家で取り組みたいこと

(1) 外国語教育について

【ディスカッションの実施】

- ICT も活用し、英語でのディスカッションがいつでも展開できるとよい。

【英語を通じた交流・研修】

- 教員養成課程に在籍する大学生による英語教育の宿泊研修を実施し、その宿泊場所として提供できるとよい。施設に小学生が訪れたり、様々な大学生が集まったりしながら、英語を学びあうと面白いと思う。
- 軽井沢町や千代田区について調べ、英語で発信するような、学習分野を横断する取組ができるとよい。
- 海外の小学生と、普段はオンラインを通じて英語で交流しながら、本施設を対面での交流の場として活用できるとよい。
- 別荘地である軽井沢の特色を活かし、現地の外国人にガーデニングや料理を英語で教えてもらえると思う。
- 英語を発信するためには相手が必要だが、オンラインではなく対面での場がよい。
- 多様な国から留学にきている大学生や高校生と、東京や千代田区のことについて英語で紹介する体験があれば、小学校での英語教育にとどまらず、継続して異文化交流に積極的に取り組む姿勢が育成できるのではないかと思う。

(2) ICT 教育について

- クラウドを活用して外部と連携し、活動の事前事後も交流を継続できるとよい。
- オンラインでできること、できないことを十分に把握する必要がある。交流そのものをオンラインで行うことは必要ではあるが、デメリットもあることを分かっておく必要がある。
- これまでも体験活動の取り組みを行っていたが、ICTを活用してその場で意見交換するような、学校での取組と同じことができれば学習のまとめとして活用しやすい。

(3) 体験活動について

- 昔ながらの自然体験も軽視せず取り入れてもらいたい。特に、体と頭を動かすフィールドワークを行ってもらいたいと思う。
- 軽井沢でしかできない体験を進めた方がよい。その視点からICT教育をどうしていくか考えなければならないと思っている。
- 学校の宿泊行事で取り組まなければ生涯体験しない子たちが多いため、農業体験や自然体験は大切にしたい。
- 現在別の場所で行っているスキー教室は大変に好評である。軽井沢町の施設が使えるようになれば活用したい。

(4) 全体を通して

- 体験学習は、事前、事後の学習を十分に行い、何か特別なことをしたという感想で終わらないよう工夫し、体験から得たことを普段の生活にも活かしていけるようにする必要がある。
- 千代田区の全生徒を対象とする部分と、ICT、英語に特化していく部分は分けて考えた方がよい。
- 対象が生徒全員の場合と、選抜した生徒にする場合とのバランスをとっていく必要がある。随時、やりたいことを絞って生徒を募集するなど、多様なプログラムがあるというのはよいかと思う。

3. 今後の課題

- 多様なプログラムが民間から提供されている中、民間ではなく区でどの程度の施設をつくるのができて、必要性がどの程度あるのか、そうした検討も試みていきたいと思う。
- 子どもたちの施設であるため、区民の理解は得やすいと思うが、郊外施設に相当額のお金をかけることについて、教育委員会としてどの程度お金をかけられるのか、どこまで改修する必要があるのか考える必要がある
- イングリッシュサマーキャンプは多く行われているが、継続した質の担保が課題である。

軽井沢少年自然の家の利活用方針（たたき案）

現状、社会動向、検討協議会から把握された現状の振り返り

施設整備に関すること

○建物の大規模な改修が必要

- ・ 築 30 年以上経過しており、大規模な改修が必要である。
- ・ 休館以降、継続して設備点検、修理を行っているが、今後も活用できるか調査が必要である。

○利用頻度を向上させる検討が必要

- ・ 年間の利用頻度を向上させるため、多くの人に活用してもらう方法の検討が必要である。

○現代の生活様式との不一致

- ・ トイレやベッドの室内の設備が現在の生活様式と一致しておらず、学校が利用しづらいため改善が必要である。

○首都圏からほど近い寒冷な気候

- ・ 夏は東京都から 5 度ほど低く、過ごしやすくなっている。
- ・ 4 月の年度初めは気温が低く、宿泊行事を実施可能か検討が必要である。

○町全体に対する厳しい建築制限

- ・ 軽井沢町は、都市計画法による制限と、長野県・軽井沢町の条例による制限を受けている。
- ・ 現状の軽井沢少年自然の家は、建築制限の上限に近い規模で建てられており、現状以上の規模の建物は建設できない。

活用方法に関すること

○周辺に多様な教育施設、運動施設が立地

- ・ 少年自然の家の 6 キロ圏内に公共の運動施設が立地し、3 キロ圏内に学校施設が立地しており、連携した活動が考えられる。

○国・都の教育動向

- ・ 「人生 100 年時代」や「Society5.0」といった課題に対応できる人材の育成を目指している。
- ・ 教員の育成、ICT を活用した一人ひとりに対応した教育、グローバル化を推進している。

○千代田区の教育動向

- ・ G I G A スクール構想や国際教育を推進していく方針である。
- ・ 軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会では、体験を深める ICT 教育の充実、外国語教育の充実、頭と体を使う自然体験などの体験活動の充実、教員の実習、研修の実施といった活用方法が提案された。

現状・課題をうけて

施設の不便さを改善

- 学校が軽井沢少年自然の家を利用するためには、大規模な改修が必要であり、改修にあたっては、子どもたちが使いやすいよう、生活様式への適合や体験を深める学習のための施設の充実が必要である。
- 本区との連携を促し、教育効果を向上させるためにも、地元の教育機関や大学生等にも利用しやすい施設にする必要がある。
- 建築制限があるため、今以上の規模の建物を建てることは困難である。少年の自然の家の近辺には、学校施設や公共施設があり、学習に必要な機能の一部を、周辺施設と連携することで補うことができる。

体験学習の充実

- 軽井沢ならではの体験学習を重視しつつ、現在の教育課題も踏まえ、ICT 教育や外国語教育も取り入れた学習ができる施設の可能性を検討する。
- 特別な体験をしたという感想にとどまることなく、事前・事後の学習を深めたり、体験を発信したりすることで、その後の生活へも生きる学びを習得していくことが考えられる。

新たな教育課題への対応

- 人口減少の進展、グローバル化、様々な技術革新等、子どもたちを取り巻く環境は日々変化しており、多方面の課題への対応が必要となっている。
- ICT 環境を活用した一人一人の特性に合った学習、ディスカッションや多文化理解に重点を置いた外国語教育を推進する必要がある。
- 新しい課題に対応するためには、教員の育成や組織連携の推進が必要だと考えられる。

軽井沢少年自然の家活用の方針（たたき案）

軽井沢にある豊かな自然環境を活かした、
千代田区の子どもたちの将来に生きる
体験学習の拠点となる施設

整備方針 1

誰もが使いやすく柔軟に活用できる施設

活用方針 1

軽井沢ならではの体験ができる

活用方針 2

ICT 教育や外国語教育を推進する

軽井沢少年自然の家あり方検討協議会

ご意見シート

本日の協議会を終えて、気づいたこと等をご自由にお書きください。

氏名 _____

(1) 軽井沢少年自然の家 施設見学について

※施設の改善点、新設したい機能等、お気づきの点等があればご記入ください。

(2) 軽井沢少年自然の家 活用方針について

※整備方針、活用方針についてご意見をご記入ください。

ありがとうございました

※検討協議会の場でお話しできなかったことや後日お気づきになられた点等がございましたら、本用紙にご記入いただき、9月14日(火)頃までに事務局までご提出ください。

軽井沢少年自然の家の活用 参考事例

(1) 事例調査の概要

千代田区軽井沢少年自然の家のあり方検討の参考とするため、事例を以下の視点で調査しました。

●事例整理の視点

- ① 自然体験学習、屋外活動の環境整備
- ② ICT 環境の整備
- ③ 地域、企業と連携や分野横断的な教育の実践

〈事例一覧〉

No.	事例	事例概要	視点
1	プロジェクトアドベンチャー	チャレンジ精神を高める体験活動	①
2	ツリークライミング	専用のロープやハーネスを使った木登り体験	①
3	間伐体験	地域の課題解決も兼ねた林業体験	①
4	エディブルガーデン	食べられる植物主体の庭の整備	①
5	e スポーツ+部活支援	企業連携による環境整備	②③
6	ファブラボ	地域連携によるプログラミング教育	②③
7	農業版 STEAM 教育	農業に関する最新技術を活用する体験	②③
8	ブリティッシュヒルズ	パスポートのいらない留学をテーマにした施設	③

(2) 各事例の内容

NO.1 プロジェクトアドベンチャー

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトアドベンチャーとは、人間関係を築く上で大切な「信頼する心」の育成や「未知のことに取り組むチャレンジ精神」を高めることをねらって組織的に行う体験活動の手法です。 ・道具を使用しないアクティビティと、大掛かりな器具を使用するエレメントの2つに大別されます。
<p>導入事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県では、学習指導要領でねらう「豊かな心」の育成に適した活動として、プロジェクトアドベンチャーを取り入れており、県内の3つの少年自然の家を中心に用具（エレメント）を設置しています。 ・秋田県ではプロジェクトアドベンチャーには、クラスの団結やいじめの未然防止など学級経営にも優れた効果があるとされていることから、平成14年度から各少年自然の家で導入されており、学校の体験活動におけるメインプログラムとなっているほか、教員の初任者研修の必修プログラムとしても活用されています。 <p>【秋田県立保呂羽山少年自然の家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者のもと、専任のスタッフ指導のもと、プロジェクトアドベンチャーを進めています。 ・保呂羽山少年自然の家は、県内で唯一、高校生、大学生、社会人を対象とした「ハイエレメント」が設置されています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>設置されているハイエレメント</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>プロジェクトアドベンチャーのスタッフ研修</p> </div> </div>
	<p>【秋田県立大館少年自然の家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内で実施できるエレメント、屋外設置のエレメントがあり、全年齢対象に実施しています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">プロジェクトアドベンチャーの様子</p>

【秋田県立岩城少年自然の家】

- ・専門職員が学校や利用団体の要望に応じて、プロジェクトアドベンチャーを実施しています。
- ・毎月第3土曜日を「オープンデー」とし、一般開放する他、日帰りイベントや少年自然の家主導の企画も実施されています。



設置しているエレメント



プロジェクトアドベンチャーの実施風景

ポイント

- ・初年度のクラスの関係性育成への貢献
- ・屋外環境生かした自然体験活動

出典

各少年自然の家のフェイスブック

NO.2 ツリークライミング

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ツリークライミングとは、専用のロープやハーネスなどを利用して木に登り、木や森、自然との一体感を味わう体験活動です。 ・インストラクターから、ロープの結び方や登りおりの手順を学びます。
<p>導入事例</p>	<p>【東京都立 林試の森公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目黒区にある林試の森公園では、野外体験教室として、「キッズツリークライミング」を開催しています。 <div data-bbox="609 595 1198 1012" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">林試の森公園でのツリークライミングの様子</p> <p>【檜原都民の森】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遊び」を通じた運動教育プログラム「エンジェル・プログラム」を提供するエヴリー（台東区）が、同村の林業家集団「東京チェンソーズ」の協力を得て企画しています。 <div data-bbox="411 1265 959 1576" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="979 1265 1398 1576" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">檜原村でのツリークライミングの様子と施設の様子</p>
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設を造らず、現地ならではの自然環境の活用
<p>出典</p>	<p>東京都ホームページ https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/19/05_01.html 檜原都民の森ホームページ https://hondasyo.tatsuno.ed.jp/?p=2021</p>

NO.3 間伐体験

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽井沢町では、防災上等の観点から、各企業と連携して自伐型林業（じばつがたりんぎょう）を進めています。 ・自伐型林業とは、採算性と環境保全を高い次元で両立する持続的森林経営です。間伐と植樹の適切なバランス維持で持続可能な森を育てつつ、伐採した間伐材を活用して工作体験等を実施していきます。
<p>導入事例</p>	<p>【練馬区少年自然の家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区の軽井沢少年自然の家では、間伐体験と自然体験を目的として森（ベルデの森）を借りており、校外学習では多くの学校が林業体験を行っています。 ・ベルデの森では学校の体験学習の他、自然保護レンジャーと自然観察インストラクターの研修会なども実施されています。 <div data-bbox="557 757 1275 1234" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">ベルデの森</p> <div data-bbox="557 1296 1275 1697" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">間伐材を使った木工体験</p>
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題への貢献 ・地域と連携した取組の推進
<p>出典</p>	<p>練馬区ホームページ</p>

NO.4 エディブルガーデン

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「エディブルガーデン」とは、野菜やハーブ、果樹など食べられる植物を主体に植えられたガーデンのことです。 ・花や緑、香りなどを1年中楽しめるとともに、ミツバチや蝶の蜜源となり、生物多 様性にも寄与する潤いのある、癒しの環境を整備しつつ、いざという時の食糧にもなります。
<p>導入事例</p>	<p>【イギリス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食を通じたコミュニティ構築として、街中に実際に食べることができる植物を育て、ボランティアや地域住民が食べ物を獲得しながら、ネットワークを形成しています。 ・イギリスで2012年に始まった、食を通じたコミュニティ構築をめざす「インクレディブル・エディブル (Incredible Edible=信じられない+食べられる)」というネットワークには、イギリス全体で100以上、世界で1000以上もの団体が参加しています。 <div data-bbox="477 817 1326 1240" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">エディブルガーデンの地図</p> <div data-bbox="612 1296 1193 1729" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">交番前に設置されたエディブルガーデン</p>
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活に反映できる農業体験 ・地域とのコミュニティの形成の一環となる施設運営 ・防災拠点としての整備
<p>出典</p>	<p>https://www.realpublicstate.jp/post/london7/</p>

NO.5 eスポーツ+部活支援

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「eスポーツ」とは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般のことを示します。 ・スマホの普及により、PCを使う機会が減少しつつあることから、企業が地域と連携し、高スペックなPC貸与し、eスポーツの支援をしている事例もあります。
<p>導入事例</p>	<p>【三浦学苑高等学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市では2019年12月より、「Yokosuka e-Sports Project」として、市内の高校にパソコンの無償貸与を始めています。半導体大手のインテル、ゲーム用パソコンメーカーのMSI Computer Japan、NTT東日本、パソコン・周辺機器販売のTSUKUMOの4社の賛同を得て実現しました。導入した三浦学園では、eスポーツ部を立ち上げ、自ら、ゲーム依存症への対策などのルールづくり、運用しながら、企業の支援を受けつつ部活動を行っています。 ・教育の場にeスポーツを導入することのメリットとして、運動が得意ではない人や障害を持つ人も同じ土俵で戦える良さがあげられます。 ・プログラマーやウェブデザイナー、eスポーツの大会運営に関わる仕事など将来の選択肢が広がる可能性があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">三浦学苑の様子</p>
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業による全面的な設備支援 ・地元教育機関や大会会場としての施設活用
<p>出典</p>	<p>ひと・まち・結び（日経BP） https://project.nikkeibp.co.jp/hitomachi/atcl/feature/00017/?P=1</p>

NO.6 ファブラボ

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ファブラボとは、アナログからデジタルまで多様な工作機械を備えた、実験的な地域工場のネットワークです。個人による自由なモノづくりの可能性を広げ、「使うモノを、使う人自身が作る文化」を醸成することを目指しています。 ・3Dプリンタやレーザーカッター、電子工作ツールなどが備えられています。
<p>導入事例</p>	<p>【山口市立大殿小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市のファブラボと連携し、ファブラボ鎌倉とメディア研究者(慶応義塾大学特任助教 山岡潤一氏)が共同開発した FABWALKER(ファブウォーカー)という歩行をデザインするための教育用ロボットを採用した、プログラミング教育を実施しています。 ・教材はすべてWEB上でデータ共有しており、二次制作などが可能です。教材に関して開発や改変の余地を設けることで、地域素材を取り入れたロボットの制作、地域の高等専門学校や大学内でのスキルアップトレーニングの実施などを通じて地域貢献に寄与することができます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>足を取り付ける前の FAB WALKER(ファブウォーカー)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>授業の様子</p> </div> </div>
	<p>【ファブラボ鎌倉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「テクノロジーを活用し、作りながら学ぶ」ことをコンセプトにした教育の実践のため、経済産業省の取組である「未来の教室」の実証実験のサポートも行っています。 ・全員がものづくりやプログラミングに興味があるわけではなく、指導できる教員が不足している現状を踏まえ、動画を使った授業教材や、生徒が自分のペースで学べるような進行、学んだ人がほかの人を教える仕組みづくりなど、教え方そのもののアップデートにも取り組んでいます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>未来の教室の授業の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ファブラボ鎌倉の様子</p> </div> </div>
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育機関、地域住民による日常的な活用 ・プログラミング教育への貢献 ・チームでのモノづくりによるクラスの関係性の構築への貢献
<p>出典</p>	<p>総務省ホームページ:https://www.soumu.go.jp/programming/favlabo.html ファブラボ鎌倉:https://fabcross.jp/interview/20181205_fablab_kamakura.html</p>

NO.7 農業版 STEAM 教育

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する最新技術を活用する体験を通して、農業と新たな技術に対する興味喚起を促すことを目的として展開されている事業です。 ・ファームボットなど最新の農業ロボット技術の仕組みの理解を深めた上で、IT 技術と組み合わせた新たな農業に触れる体験を提供します。
<p>導入事例</p>	<p>【姫路市率書写養護学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け STEAM プログラミング教育を行う株式会社プロキッズと、兵庫県姫路市が連携し、農業ロボット「ファームボット」の教材を制作し、授業を実施しました。 ・リモートでファームボットを操作する授業を実施し、実際に生徒が操作、プログラミングに取り組みました。 ・ファームボットのデータはオープンソースのため、自身で更新したり、カスタマイズすることもできます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">学内に設置されたファームボット</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">書写養護学校の中学部生徒が、ファームボットを遠隔操作する様子</p>
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験と ICT 教育の両立 ・継続した農作物の育成の実現
<p>出典</p>	<p>姫路市ホームページ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000015511.html</p>

NO.8 ブリティッシュヒルズ

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1994年に、神田外国語大学・神田外語学院を運営する学校法人佐野学園が設立した、英国文化を体験できる施設です。 ・「パスポートのいらない留学」をコンセプトに、英語を公用語とする語学環境に加えて、本物の英国を再現した施設環境をフルに活用した「トータルイマージョン」メソッドにて研修を行い、英語力アップと異文化理解を深めます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">施設内の様子</p>
<p>導入事例</p>	<p>【東京都立大泉高等学校附属中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2泊3日の英語研修に取り組んでいます。研修の事前学習としてイギリスの文化調べやスピーチ準備などを実施し、研修では、スコーンづくりや、地域のゲーム体験、マナー講座等、生活をしながら英語に取り組みます。最終日には、成果発表として、英語によるスピーチを一人ひとりが行います。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> ▲カリグラフィーレッスンの様子 ▲ボードゲームレッスンの様子（ロードオブザマナー） </p> <p>【成城学園中学校高等学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学3年生が、3泊4日の研修を行っています。自然体験をはじめ、工作体験、マナーハウス体験、卵が割れないようにグループで工夫して容器を設計する Science Challenge など、様々な分野の体験活動を英語で行っています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> キャンドルづくり体験 授業の様子 </p>
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な学習分野と英語の横断 ・周辺地域からも需要の高い施設
<p>出典</p>	<p>ブリティッシュヒルズ：https://www.british-hills.co.jp/</p>

幼稚園・保育園・こども園・認定こども園の在籍状況

幼稚園・こども園(幼児相当年齢部分)

令和3年10月1日現在

園名	学級数(定員数)				園児数			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
麴町幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	20	32	34	86
九段幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	26	22	29	77
番町幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	24	20	33	77
お茶の水幼稚園	1 (20)	1 (35)	1 (35)	3 (90)	8	16	14	38
千代田幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	16	25	23	64
					短時間 6	15	13	34
					長時間 10	10	10	30
昌平幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	21	22	16	59
					短時間 11	12	6	29
					長時間 10	10	10	30
いずみこども園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	30	34	33	97
					短時間 13	14	13	40
					長時間 17	20	20	57
ふじみこども園	2 (50)	2 (50)	2 (50)	6 (150)	49	49	45	143
					短時間 25	21	18	64
					長時間 24	28	27	79
合計	12 (260)	9 (275)	9 (275)	30 (810)	194	220	227	641
					短時間 133	152	160	445
					長時間 61	68	67	196

保育園・こども園・認定こども園(乳児相当年齢部分)

園名	定員							園児数							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
麴町保育園	6	18	18	18	20	20	100	6	18	20	18	20	20	102	
神田保育園	12	17	20	22	24	25	120	12	17	20	21	24	24	118	
西神田保育園	12	15	18	18	18	18	99	12	18	18	20	18	15	101	
四番町保育園	11	14	16	18	19	19	97	11	15	16	17	19	17	95	
いずみこども園	9	12	15	(20)	(20)	(20)	36 (60)	8	15	16	(17)	(20)	(20)	39 (57)	
ふじみこども園	12	20	23	(25)	(28)	(28)	55 (81)	12	23	23	(24)	(28)	(27)	58 (79)	
アスク二番町保育園	12	16	18	18	18	18	100	12	18	18	18	18	18	102	
ポピンズ一番町	9	12	13	14	16	16	80	9	10	13	11	15	15	73	
ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70	9	10	12	13	13	11	68	
グローバルキッズ飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138	17	24	24	25	22	24	136	
あい保育園東神田	9	10	11	11	11	11	63	9	10	12	7	9	10	57	
グローバルキッズ飯田橋こども園	15	17	18	29	29	29	137	15	17	18	21	26	21	118	
				10	10	10	短時間 30				2	7	5	短時間 14	
				19	19	19	長時間 107				19	19	16	長時間 104	
クレアナーサリー市ヶ谷	9	12	12	15	15	15	78	8	12	12	12	15	14	73	
神田淡路町保育園	9	18	18	18	18	18	99	9	18	18	16	18	17	96	
グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	60	6	10	11	11	10	10	58	
二番町ちとせ保育園	12	14	14	20	20	20	100	12	16	16	13	19	17	93	
千代田せいが保育園	6	7	8	10	10	10	51	6	7	9	8	10	10	50	
ベネッセ内神田保育園	6	8	10	12	12	12	60	6	8	8	7	7	11	47	
保育園神田ベアーズ	9	9	9	15	15	4	61	9	8	9	11	13	2	52	
あい・あい保育園三番町園	6	8	9	9	9	9	50	6	8	9	6	8	1	38	
平河町ちとせ保育園	9	12	12	14	14	14	75	9	10	12	6	10	4	51	
ほっぺるランド外神田	6	12	15	18	18	18	87	5	11	11	8	14	1	50	
岩本町ちとせ保育園	12	19	19	10	5	4	69	12	19	6	4	3	0	44	
外神田かなりや保育園	6	8	9	2	3	2	30	3	5	1	0	1	0	10	
合計	230	322	352	329 (45)	332 (48)	320 (48)	1,885 (141)	223	327	332	271 (41)	305 (48)	257 (47)	1,715 (136)	

※こども園の定員には、「要する枠」を含まない。

(いずみこども園:0歳児3名 1歳児3名 2歳児1名 ふじみこども園:0歳児3名 1歳児2名 2歳児1名)

※定員には令和3年度の受け入れ人数を掲載。

保育園神田ベアーズの5歳児は認可定員15名。岩本町ちとせ保育園の3~5歳児は令和4年度以降各20名に定員を増やす予定。

外神田かなりや保育園の3~5歳児は認可定員各9名。

※いずみこども園・ふじみこども園の3~5歳児は、長時間児のみ再掲

施設名			定員					園児数																
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計	
			全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民
地域型 保育事業	家庭的 保育	あい・ぼーと小さな家飯田橋	5		-	-	-	5	0	0	1	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	3	3	
		あい・ぼーと小さな家東神田	5		-	-	-	5	2	2	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	3	3	
	保小 育規 事模 業型	あい・ぼーと小さな家麴町	1	4	5	-	-	-	10	1	1	4	4	5	5	-	-	-	-	-	-	10	10	
			厚生労働省5号館保育室 (区民枠のみ)	1	3	1	-	-	-	5	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
	事業 所 内 保 育 事 業	アソシエーター霞が関 (区民枠のみ)	1	2	2	-	-	-	5	0	0	0	0	3	3	-	-	-	-	-	-	3	3	
			グローバルキッズ経済産業省保育室 (区民枠のみ)	0	2	3	-	-	-	5	0	0	0	0	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
			ゆうてまち保育園(区民枠のみ)	1	3	3	-	-	-	7	1	1	0	0	3	3	-	-	-	-	-	-	4	4
			財務省らる保育園(区民枠のみ)	1	2	2	-	-	-	5	1	1	0	0	1	1	-	-	-	-	-	-	2	2
			(株)ポピンス	30		-	-	-	30	1	1	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	2	2
	住宅 訪 事 業 型	サンフラワー・A(株)	5		-	-	-	5	0	0	2	2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
10			-	-	-	10	1	1	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	5	5			
-			-	-	-	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
認可外 保育所	施設保 一設 体	マミーズエンジェル千代田保育園	3	7	10	-	-	-	20	3	3	9	9	9	9	-	-	-	-	-	-	21	21	
		小学館アカデミー昌平保育園	5	10	10	-	-	-	25	4	4	10	10	10	10	-	-	-	-	-	-	24	24	
	認証 保 育 所	保育園ドルチェ	5	12	15	4	4	40	7	3	12	4	16	14	3	2	4	3	0	0	42	26		
		キッズスクウェア丸の内東京ビル	6	7	6	2	1	-	22	9	1	5	0	4	1	1	0	1	1	-	-	20	3	
		マミーズエンジェル神田駅前保育園	4	6	8	6	11	35	7	7	7	7	6	6	6	6	9	9	5	4	40	39		
		小学館アカデミー神保町保育園	6	6	9	8	5	6	40	5	3	6	6	6	4	5	5	6	6	2	2	30	26	
		ピノキオ幼児舎番町園	4	5	5	3	4	5	26	2	2	1	1	3	3	3	3	3	3	2	2	14	14	
		キッズスクウェア永田町	8	9	6	2	4	5	34	4	3	9	4	6	1	2	1	4	1	5	2	30	12	
		キッズスクウェア丸の内永楽ビル	7	7	7	2	2	1	26	7	5	6	3	7	1	2	0	2	1	1	0	25	10	
		保育室「愛の園」	7	12	9	2	2	30	7	2	11	4	8	4	1	1	-	-	-	-	-	27	11	
ナーサリールーム バリーベア-霞が	5	7	8	-	-	-	20	2	1	0	0	1	1	-	-	-	-	-	-	3	2			
施緊 急 保 育 所	グローバルキッズ神田駅前保育園 (旧今川中学校)	8	12	2	8	5	5	40	5	5	9	9	2	2	7	7	5	5	5	5	33	33		
		保区 補 育 助 対 象	ひまわり育児室	5	4	6	5	6	26	6	4	6	5	3	3	4	3	4	4	2	2	25	21	
		ハイブリッドマムプリスクール ナーサリー千代田富士見	6	6	6	5	10	7	40	6	6	6	6	6	6	5	5	10	10	7	7	40	40	
計			-	-	-	-	-	516	81	56	107	78	106	84	39	33	48	43	29	24	410	318		

私立保育園等開所日一覧表

区分	名称	開所日	定員	財産提供		開所満10年
				有無	期限	
認可保育所等	アスク二番町保育園	H23. 4. 1	100			R3. 3. 31
	ポピンズナーサリースクール一番町	H25. 10. 1	80			R5. 9. 30
	ほっぺるランド西神田	H26. 4. 1	70			R6. 3. 31
	グローバルキッズ飯田橋園	H27. 4. 1	138			R7. 3. 31
	あい保育園東神田	H27. 4. 1	63			R7. 3. 31
	グローバルキッズ飯田橋こども園	H28. 4. 1	137			R8. 3. 31
	クレアナーサリー市ヶ谷	H28. 10. 1	78			R8. 9. 30
	神田淡路町保育園大きなおうち	H29. 4. 1	99	○	R9. 3. 31	R9. 3. 31
	グローバルキッズ六番町園	H29. 6. 1	60			R9. 5. 31
	二番町ちとせ保育園	H30. 9. 1	100			R10. 8. 31
	ベネッセ内神田保育園	H31. 4. 1	60			R11. 3. 31
	千代田せいが保育園	H31. 4. 1	51	○	R11. 3. 31	R11. 3. 31
	保育園神田ベアーズ	R1. 10. 1	72	○	R11. 9. 30	R11. 9. 30
	平河町ちとせ保育園	R2. 4. 1	75			R12. 3. 31
	ほっぺるランド外神田	R2. 4. 1	87			R12. 3. 31
	あい・あい保育園三番町園	R2. 4. 1	50			R12. 3. 31
	岩本町ちとせ保育園	R3. 4. 1	110			R13. 3. 31
	外神田かなりや保育園	R3. 4. 1	50			R13. 3. 31
(仮称) まなびの森保育園神保町	R5. 4. 1	100	○	R15. 3. 31	R15. 3. 31	
地域型保育所	あい・ぼーと小さな家飯田橋	H24. 11. 1	5	○	R4. 3. 31	
	あい・ぼーと小さな家東神田	H25. 9. 2	5			
	あい・ぼーと小さな家麴町	H28. 10. 1	10	○	R4. 3. 31	
	厚生労働省5号館保育室	H26. 12. 1	5			
	アソシエナーサリー霞が関	H29. 6. 1	5			
	グローバルキッズ経済産業省保育室	H31. 4. 1	5			
	ゆうてまち保育園	H31. 4. 1	7			
	財務省らる保育室	R2. 4. 1	5			
認可外保育所(認証保育所等)	小学館アカデミー昌平保育園	H24. 4. 1	25	○	R4. 3. 31	
	マミーズエンジェル千代田保育園	H25. 4. 1	20	○	R5. 3. 31	
	グローバルキッズ神田駅前保育園	H28. 4. 1	40	○	R8. 3. 31	
	ひまわり育児室	S39. 3. 2	26			
	ハイブリッドマムプリスクールナーサリー千代田富士見	H26. 4. 1	40			
	保育園ドルチェ	H16. 11. 1	40			
	キッズスクウェア丸の内東京ビル	H17. 12. 1	22			
	マミーズエンジェル神田駅前保育園	H19. 11. 1	35			
	小学館アカデミー神保町保育園	H21. 4. 1	40			
	ピノキオ幼児舎番町園	H22. 3. 1	26			
	キッズスクウェア永田町	H22. 9. 1	34			
	キッズスクウェア丸の内永楽ビル	H24. 4. 1	26			
	保育室愛の園	H24. 6. 1	30			
ナーサリールームベリーベアー霞が関	R3. 4. 1	20				

※(仮称) まなびの森保育園神保町の開所日は予定

※事業所内保育所の定員は区民枠のみ

令和4年度

千代田区立九段中等教育学校
入学者決定に関する実施要綱
(手 引 き)

令和3年9月

千代田区教育委員会

目次

第1 日程	1
第2 募集人員	1
第3 応募資格	1
第4 出願	4
第5 検査等の実施及び採点	5
第6 入学者を決定するための手続等	6
第7 合格者の発表	6
第8 入学手続	6
第9 繰上げ合格者の決定	6
第10 入学辞退届の提出	7
第11 報告書	7
第12 本人得点の開示	8
第13 特別措置	9
第14 出願書類についての注意事項等	10
第15 入学検定料等の納付方法	11
第16 その他	12
千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項	13
様式一覧	21

令和4年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定の日程

月	日	曜	内 容	月	日	曜	内 容
1	6	木	郵送出願開始(区分Bのみ)	1	27	木	
	7	金			28	金	
	8	土			29	土	
	9	日			30	日	
	10	月	成人の日		31	月	
	11	火	郵送出願終了(区分Bのみ)		2	1	火
	12	水	出願受付①(区分Aのみ)	2		水	
	13	木	出願受付②(区分Aのみ)	3		木	検査
	14	金		4		金	
	15	土		5		土	
	16	日		6		日	
	17	月		7		月	
	18	火	応募状況の発表	8		火	
	19	水		9		水	ホームページ上発表(午前8時) 掲示発表(午前9時)・入学手続(午後3時まで)
	20	木		10		木	入学手続(正午まで)
	21	金		11		金	建国記念の日
	22	土		12		土	
	23	日		13		日	
	24	月		14		月	
	25	火		15		火	入学金納付期限
	26	水		16		水	

令和4年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱

令和4年度における千代田区立九段中等教育学校（以下「九段中等教育学校」という。）の入学者の決定は、この要綱に定めるところにより実施する。

第1 日程

事項	区分A	区分B
出願	令和4年1月12日(水)午前9時から午後3時 令和4年1月13日(木)午前9時から午後3時 受付場所 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1） 願書、報告書、志願者カード、その他必要書類を持参し提出する	令和4年1月6日(木)から1月11日(火)まで 郵送（上記郵送出願期間に、九段中等教育学校必着）により受付（上記郵送出願期間以外は受け付けない）
応募状況の発表	令和4年1月18日(火) 午前11時 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）掲示 九段中等教育学校ホームページ（ http://www.kudan.ed.jp/ ）掲載	
検査	令和4年2月3日(木) 午前8時30分 集合 午後0時35分 検査終了 会場 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1） 九段中等教育学校 富士見校舎（千代田区富士見 1-10-14）	
発表	令和4年2月9日(水) 午前8時 九段中等教育学校ホームページ（ http://www.kudan.ed.jp/ ）掲載 令和4年2月9日(水) 午前9時 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）掲示	
入学手続	令和4年2月9日(水) 午前9時から午後3時まで 令和4年2月10日(木) 午前9時から正午まで 会場 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）	

第2 募集人員

募集区分	区分A	区分B
募集人員	80名（男子40名、女子40名）	80名（男子40名、女子40名）
合計	160名	

第3 応募資格

九段中等教育学校に入学を志願することのできる者は、第3-1 区分Aの応募資格、又は第3-2 区分Bの応募資格のそれぞれの表の①欄(1)から(4)のいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、九段中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

第3-1 区分Aの応募資格

①
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和4年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
(2) 令和4年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成21年4月2日から平成

<p>22年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者</p> <p>(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和4年3月に修了する見込みの者</p> <p>(4) 令和4年3月31日までに、外国に所在する学校（現地校）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に出生した者</p>
<p>②</p> <p>(1) 令和3年4月1日現在千代田区内に住所を有しており（転入の場合は令和3年4月1日までに転入の届出を完了していること）、引き続き九段中等教育学校の卒業まで千代田区内に居住し、かつ、通学することが確実で、千代田区立中学校選択制度において区立中学校を選択し、次のアとイのどちらかの条件を満たす者</p> <p>ア 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居していること。</p> <p>イ 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること。ただし、父又は母のどちらとも同居せず、おじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している場合には「具申書」（様式8）の提出が必要となる。</p> <p>（ア） 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者</p> <p>（イ） 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者</p> <p>（ウ） 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者</p> <p>（エ） その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者</p> <p>なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号又は令和2年7月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、千代田区立小学校に在学する者は、事情により千代田区内に住民票を異動することができていない場合であっても、避難者名簿等により継続して居住していることが確認できる場合には、区分Aで志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式8）を千代田区立九段中等教育学校長（以下「九段中等教育学校長」という。）に提出すること。</p> <p>(2) 区外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は区外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、令和3年4月1日現在千代田区内に保護者が住所を有しており、九段中等教育学校入学日までに保護者と同居する者で、引き続き九段中等教育学校卒業まで千代田区内に居住し、かつ通学することが確実な者</p> <p>ただし、父母のどちらとも同居していない場合は「具申書」（様式8）の提出が必要となる。児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。</p>

第3-2 区分Bの応募資格

<p>①</p> <p>(1) 小学校を令和4年3月に卒業する見込みの者</p> <p>(2) 令和4年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務</p>

教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 21 年 4 月 2 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間に出生した外国籍を有する者

(3) 日本人学校の当該課程を令和 4 年 3 月に修了する見込みの者

(4) 令和 4 年 3 月 31 日までに、現地校において日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 21 年 4 月 2 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間に出生した者

②

(1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有しており、引き続き九段中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者

又は、都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有しており、引き続き九段中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実で、次のアからエのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、保護者と同居していない場合は「具申書」（様式 8）の提出が必要となる。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、九段中等教育学校入学日までに保護者と同居し、都内へ転居する者で、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者

なお、災害に伴う被災者で、父母どちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、区分 B で志願することができる。

また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても区分 B で志願することはできる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校長は具申書（様式 8）を九段中等教育学校長に提出すること。

(2) 第 3-3 に定める応募資格の審査を受け、承認を受けた者

第 3-3 応募資格審査が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項に定める手続により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、九段中等教育学校長に委任する。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）その際、理由書（様式応 6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

(1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者

- (2) 前記第3-2②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-2①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、「島しょからの転居に関する申立書」（様式9）を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記3-2①欄(2)に該当する者
- (6) 前記3-2②欄なお書きに該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

- (1) 九段中等教育学校を志願する者は、都立中等教育学校及び都立中学校へ出願できない。
- (2) 区分Aに志願する志願者又は保護者等は、出願に要する書類等を出願受付期間中に持参し、九段中等教育学校長に提出する。なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。
- (3) 区分Bに志願する志願者は、九段中等教育学校長宛てに、出願に要する書類等を郵送し、出願期間中に必着するよう、簡易書留郵便により提出する。なお、一度提出した出願に要する書類は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 小学校長の手続

- (1) 入学願書（様式1）

都内の小学校長は、在学している児童について、入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること並びに九段中等教育学校への応募資格があることを確認し、所定の位置に小学校長の公印を押す。ただし、都外の小学校の場合は、小学校長の公印を押す必要はない。
- (2) 報告書（様式2）
 - ア 作成方法 実施要綱第11に定める方法により作成する。
 - イ 提出方法 九段中等教育学校長宛ての親展扱いとする。
 - ウ 提出部数 1部
 - エ 小学校長は、やむを得ない理由のため報告書の一部が記入できない場合は、「学籍の記録」等記入できる欄について記入し、実施要綱第11-1(3)ア、イ又はウに定めるところにより作成した理由書（様式任意）等を提出する。

第4-2-2 志願者の手続

区分Aに志願する志願者又は保護者は、次の書類等を受付場所である九段中等教育学校九段校舎（千代田区九段北2-2-1）に持参し、九段中等教育学校長に提出する。

区分Bに志願する志願者は、次の書類を九段中等教育学校長宛てに簡易書留郵便により提出する。

- (1) 入学願書（様式1）

- (2) 報告書（様式 2）
- (3) 志願者カード（様式 14）
- (4) 応募資格審査関係書類（実施要綱第 3 - 3 に該当する者のみ。）
- (5) 入学検定料 2,200 円（所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）
- (6) その他九段中等教育学校長が定めた書類等

第 4-3 受検票の交付

区分 A に志願する志願者の入学願書等を受け付けた九段中等教育学校長は、受付場所において受検票を交付する。

区分 B に志願する志願者の入学願書等を受け付けた九段中等教育学校長は、受検票を志願者宛てに郵送により送付する。

第 4-4 応募状況の発表

応募状況の発表は、1 月 18 日（火）午前 11 時に九段中等教育学校の校内に掲示及び九段中等教育学校ホームページへの掲載により行う。

第 5 検査等の実施及び採点

第 5-1 検査内容

九段中等教育学校の特色や教育理念の「育てたい生徒像」に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6 年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育で求められている適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第 5-2 検査等の方法

入学者決定に際して、九段中等教育学校長は、小学校長から提出された報告書と適性検査、志願者カードを適切に組み合わせて実施する。

なお、報告書及び適性検査等の点数化に関する取扱いについては、九段中等教育学校長が適切に定める。

第 5-3 検査時間

児童にとって過度の負担とならないように、九段中等教育学校長が適切に定める。

第 5-4 問題作成

(1) 出題の基本方針

- ア 小学校の教育課程に基づく日常の学習活動の成果や中高一貫教育において学ぶ意欲、適性を検査することを基本とする。
- イ 出題の内容は、教科横断的な力や課題発見・解決能力などをみるものとする。
- ウ 出題に当たっては、九段中等教育学校の特色や育てたい生徒像に照らし、6 年間の学習活動への適応力や創造力等をみることができるようにする。

(2) 検査問題は、九段中等教育学校が設置する検査問題作成委員会が作成する。

(3) 検査問題作成委員会の委員長は、九段中等教育学校長とする。

(4) 検査問題作成委員会の委員は、九段中等教育学校長が命ずる。

第 5-5 採点

(1) 九段中等教育学校に、検査等の採点を行う採点委員会を置く。

(2) 採点委員会の委員長（以下、「採点委員長」という。）は、九段中等教育学校長とする。

(3) 採点委員会の委員（以下「採点委員」という。）は、九段中等教育学校の副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭及び日勤講師（非常勤教員）のうちから九段中等教育学校長が命ずる。

(4) 採点委員長は、採点委員を指揮監督し、採点についての責任を負う。

(5) 採点委員長は、各検査等に対し、採点委員のうちから採点責任者を命ずる。

第6 入学者を決定するための手続等

九段中等教育学校長は、九段中等教育学校の特色や育てたい生徒像に基づいて、あらかじめ定めた方法により入学者を決定する。

第6-1 入学者決定の基本方針

九段中等教育学校長は、小学校長から提出された報告書及び検査等の結果（以下「総合成績」という。）により入学者の決定を行う。

第6-2 選考

- (1) 九段中等教育学校に、入学者の決定に関する事務を行う選考委員会を置く。
- (2) 選考委員会の委員長は、九段中等教育学校長とする。
- (3) 選考委員会の委員は、九段中等教育学校長が命ずる。

第6-3 合格候補者の決定

九段中等教育学校長は、次の(1)から(3)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 募集区分（区分A、区分B）ごとに、男女別の募集人員に相当する人員まで、男女別の総合成績の順（以下「総合順位」という。）により合格候補者を決定する。
- (2) 上記(1)で男子（女子）が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、募集区分ごとに合格候補者となっていない女子（男子）から募集人員まで充足する。
- (3) 上記(2)で区分A（区分B）が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、区分B（区分A）の合格候補者となっていない者から、男女合同の総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第6-4 合格者の決定

九段中等教育学校長は、選考委員会の資料により合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第7 合格者の発表

合格者の発表は、九段中等教育学校の校内の掲示及び九段中等教育学校ホームページへの掲載により行う。

合格者には、合格通知書（様式3）を入学手続期間内に交付する。

第8 入学手続

第8-1 入学意思確認書の提出及び入学金の納付

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出しない者は合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書（様式5）の提出ができない場合は、入学手続期間内に九段中等教育学校に連絡し、入学意思を伝えること。九段中等教育学校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、九段中等教育学校長は、千代田区教育委員会と事前に協議の上、決定する。

入学金は令和4年2月15日（火）までに指定された方法で納付すること。

入学金：区分A 5,650円 区分B 56,500円

第8-2 入学許可書の交付

九段中等教育学校長は、第8-1に定める入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式6）を交付する。

第9 繰上げ合格者の決定

入学手続人員が募集人員に達しない場合、九段中等教育学校長は、令和4年2月22日（火）

午後 5 時を期限として、繰上げ合格候補者の入学意思を繰上げ順位に従って電話又は、これによりがたい場合はその他の手段により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書（様式 4）を交付する。繰上げ合格候補者の選定順位については、実施要綱 6-3 の例による。なお、繰上げ合格者については発表しない。

繰上げ合格通知書（様式 4）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式 5）を提出し、入学手続を行う。九段中等教育学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式 6）を交付する。入学金は定められた期限までに納付する。なお、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式 5）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

また、上記期限後に入学辞退者が発生した場合、2 月末日を最終期限として、九段中等教育学校長は、千代田区教育委員会と協議の上、繰上げ合格者を決定できるものとする。なお、その際の選考方法は上記繰上げ合格者決定の例による。

第10 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち、入学を辞退しようとする者は、入学辞退届（様式 7）を九段中等教育学校長に速やかに提出する。

第11 報告書

第11-1 作成

- (1) 小学校卒業見込者については、志願者が在学している小学校の教職員が記載者となる。
- (2) 記載者以外の複数の教職員が小学校児童指導要録等と照合し、確認する。
- (3) 小学校長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合、報告書の一部を作成しなくてもよい。

ア 平成 31 年 4 月 1 日以降帰国し、現地校から編入学した者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。各教科の学習の記録欄への記入又は現地校の成績資料の写しの添付が不可能な場合は、記入できない欄についてその旨を明らかにした理由書（様式任意）を提出する。

イ 小学校の、全ての教科を特別な教育課程により実施している特別支援学級（固定）在籍者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項のみ記入し、記入できない欄については斜線を引く。この場合、不足する記録に関わる資料の写しを提出する。

ウ 出席日数が少ないため、参考にできる資料等を活用しても評価を行うことができない教科がある場合、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。

この場合、小学校長は記入できない欄についてその旨を明らかにした理由書（様式任意）を提出する。

- (4) 当該小学校長は、上記(1)から(3)までを確認の後、公印を押し内容を証明する。

第11-2 記載事項

報告書には、次の事項を記載する。

- (1) 学籍の記録
- (2) 各教科の学習の記録
- (3) 出欠の記録
- (4) 特別活動の記録
- (5) 総合的な学習の時間の記録

第11-3 作成方法

報告書は所定の用紙（様式 2）により作成する。前年度以前の報告書の様式は使用できない。報告書の作成に当たっては、原則として小学校児童指導要録の記入方法に従うものとする。

報告書の各欄の記入については、次の(1)から(6)までのとおりとする。なお、第4学年、第5学年については、小学校児童指導要録に基づいて記入し、第6学年については、第一学期及び第二学期の評価等を十分参考にして令和3年第二学期末現在における児童の評価等を記入する。記入後、当該小学校長の公印を押す。

(1) 学籍の記録

ア 児童氏名、性別、生年月日、卒業見込年月を記入する。

イ 小学校に転入学又は編入学した志願者については、転入学等の欄に転入学等の年月及び前在学校名を記入する。

(2) 各教科の学習の記録

各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号及び平成29年文部科学省告示第63号）に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、3、2、1の3段階で評定を記入する。この場合、「十分満足できる状況と判断されるもの」を3、「おおむね満足できる状況と判断されるもの」を2、「努力を要する状況と判断されるもの」を1とする。

(3) 特別活動の記録

第6学年の特別活動における児童の活動について、内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

(4) 総合的な学習の時間の記録

小学校学習指導要領に示された目標に基づき、第6学年のこの時間に行った学習活動及び各学校が定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点について、児童の学習状況の特徴的な事項を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

(5) 出欠の記録

以下の事項を記入する。

ア 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

イ 欠席日数

出席しなければならない日数のうち、病気又はその他の事故で児童が欠席した日数の合計を記入する。

第12 本人得点の開示

第12-1 受検者又は受検者の保護者(以下「受検者等」という。)の手続

(1) 受検者等は、九段中等教育学校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。

(2) 受検者等は、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表(様式11)を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの(住民票の写しなど)を提示すること。

第12-2 九段中等教育学校長の手続

(1) 受検者等から九段中等教育学校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、九段中等教育学校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるもの両方を確認し請求を受け付けること。

(2) 九段中等教育学校長は、適性検査等の本人得点开示に当たり、受検者等であることを

受検票や身分証明書などで確認の上、当該受検者の検査得点表（様式 11）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付すること。

また、交付期間は、令和 4 年 2 月 25 日（金）から令和 4 年 5 月 25 日（水）までとする。

- (3) 実施要綱に基づく開示請求は、令和 4 年 5 月 25 日（水）を受付終了日とする。

なお、実施要綱に定める受付開始日から受付終了日までの期間以外における開示請求については、千代田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 43 号）に基づき行うものとする。

第 13 特別措置

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、令和 3 年 12 月 17 日（金）までに、特別措置申請書（様式 12）により、九段中等教育学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同じとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（問題・解答用紙の拡大、ICT 機器の使用、介助者（代筆者、音読者等を含む）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

特別措置申請を受け付けた九段中等教育学校長は、特別措置申請の内容にかかわらず、速やかに千代田区教育委員会に報告し、協議する。

- (2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに特別措置申請書（様式 12）により、九段中等教育学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同じとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

九段中等教育学校長は検査方法の特別措置を必要と認めた場合には、直ちに千代田区教育委員会に電話連絡する。

なお、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受検日現在、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者及び PCR 検査（行政検査）の結果を待っている者（これから検査を受ける予定の者を含む。以下「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者」という。）は受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、特別措置申請書（様式 12）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。また、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者と判断されてから 14 日が経過していない者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、別室での受検を認める。その際、特別措置申請書（様式 12）により別室による受検等を申請すること。

ア 保健所が紹介した医療機関において、医師の診断により行われる PCR 検査（行政検査）の結果、陰性であること（結果が判明するまでの期間は受検不可とする。）。

イ 受検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

エ 終日、別室で受検すること。

(3) (2)にかかわらず、受検日に37.5度以上の発熱が認められた者は、受検することはできない。

(4) 特別措置申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を經由して、九段中等教育学校長に志願の取りやめの連絡をする。

第14 出願書類についての注意事項等

第14-1 入学願書等の記入方法

(1) 入学願書は、裏面に印刷された「入学願書記入上の注意」に従って記入する。

(2) 入学願書に記入する氏名等の文字は、住民票に記載されているものを使用する。ただし、住民票に記載されている文字が常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）外字の文字である場合、その文字を常用漢字で代用しても差しつかえないが、入学願書、受検票及び報告書の表記は統一すること。

（例 澤一沢、邊一辺）

外国籍を有する場合も、住民票に記載されている氏名（以下「本名」という。）を入学願書の志願者氏名欄に記入することとなるが、住民票に通称名が表示されていて、受検票に通称名のみ記載を希望する者は、住民票に表示がある通称名を本名の後に（ ）を付して併記する。

なお、受検票の受検者氏名欄には、入学願書に併記した通称名のみ記入で差し支えない。その場合は、入学願書の志願者氏名欄及び報告書の学籍の記録・児童氏名欄には、本名の後に（ ）を付して通称名を記入する。

また、都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託児童で通称名（里親の姓）による出願を希望する志願者は、入学願書、受検票、報告書の氏名欄には、通称名（里親の姓）を記入する。その場合は、出願時に「措置通知書」の写しを提出すること。

(例1) 外国籍を有する志願者の場合の入学願書の志願者氏名欄

フリガナ	アイシャ アリ	性別
氏名	AISHA ALI	女

(例2) 外国籍を有する志願者（漢字併記）の場合の入学願書の志願者氏名欄

フリガナ	チャン アイ ピン	性別
氏名	ZHANG AI PING 張 愛平	男

(例3) 外国籍を有する志願者で、本人が通称名の使用を希望する場合の記載例

(1) 入学願書の志願者氏名欄（本名と通称名を併記する。両方にフリガナを振る。）

フリガナ	チャン アイ ピン	クダン イチロウ	性別
氏名	ZHANG AI PING	九段 一郎	男

本名

通称名

(2) 受検票の受検者氏名欄（通称名のみで可）

フリガナ	クダン イチロウ
受検者氏名	九段 一郎

通称名

(3) 報告書の学籍の記録・児童氏名欄（本名と通称名を併記。両方にフリガナを振る。）

フリガナ	チャン アイピン	クダン イチロウ
児童氏名	ZHANG AI PING	九段 一郎

本名

通称名

(3) 保護者氏名欄には保護者の氏名を記入する。保護者が父母である場合、父又は母の氏名（父、母のどちらでもよい。）を記入する。

なお、保護者と別居していて出願を認められた者についても、原則として保護者の氏名を記入するが、行方不明又は外国等の遠隔地居住などのため記入できない場合は、次のア又はイの氏名の記入を認める。

ア 実際に養育している成人のおじ、おば、祖父母、兄姉、知人等

イ 職員を海外に派遣する等の目的で企業内に設けられた寮等に居住（入居）している場合は、その施設の長

第14-2 具申書の提出

(1) 具申書について

ア 第3-1②(1)イ（ア）から（エ）まで又は第3-2②(1)アからエまでのいずれかに該当する者で、父母のどちらか一方とも同居していない場合に提出する。

イ 提出方法

（ア） 具申書（様式8）は、申請者が2部作成し、在学している小学校長に提出する。

（イ） 小学校長は、受理した具申書の内容が事実であると認めたときは、小学校長証明欄に氏名を記入し小学校長の公印を押印の上、申請者に1部交付し、他の1部は小学校で保管する。

（ウ） 申請者は、小学校長が証明した具申書を他の出願書類とともに、九段中等教育学校長に提出する。

(2) 都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託児童は「措置通知」の写しを提出する。

(3) 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童は、具申書に代えて当該児童福祉施設の長からの「意見書」を提出する。

第15 入学検定料等の納付方法

入学検定料及び入学金は、所定の納付書により、指定の納付場所で納付する。

なお、納付するに当たっては、次のことに留意する。

(1) 納付書は所定の用紙を使用する（コピーしたものは使用できない。）。

(2) 納付書の金額を訂正したり、前年度以前の納付書を使用したりしない。

- (3) 入学検定料は、出願手続きに間に合うように納付する。
- (4) 一旦納付した入学検定料は還付しないので、九段中等教育学校への志望が確実にってから納付すること。
- (5) 入学金は、期限までに納付する。
- (6) 一旦納付した入学金は還付しないので、九段中等教育学校への入学が確実にってから納付すること。
- (7) 指定の納付場所とは次に挙げるものをいう。
 - ア 銀行・信用金庫など（千代田区指定金融機関、特別区公金収納取扱店）
 - イ 東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局

第16 その他

- (1) 入学手続後、住所・氏名等について変更がある場合には、事前に九段中等教育学校長に申し出なければならない。
- (2) 現住所について居住の疑義がある場合には、千代田区教育委員会が訪問調査等を行う。
- (3) 報告書の受領書は、発行しない。
- (4) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項

令和4年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱（以下「要綱」という。）の第3-3に該当している者の応募資格審査の取扱いはこの要項の定めるところによる。

- 1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者 …………… 15
（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）
- 2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 17
- 3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 19

＜応募資格審査を受ける上で必要な書類について＞

(保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合)

応募資格審査取扱要項の該当項目	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
1、2、3	<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>介護、病気療養(又は出産)のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入(在住)する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p> <p>※ 病気療養中については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とする。</p>	<p>[介護の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>介護保険被保険者証の写し</u> <p>[病気療養の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医師の診断書(都内に転居できない理由が記載されているもの) <p>[出産の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>母子健康手帳の写し</u> <p>※ <u>二重下線の書類</u>については原本の提出をしないこと。</p>
2	<p>父母のどちらか一方が都内に転入する理由が、<u>介護のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>介護保険被保険者証の写し</u> <p>[都内に転入できない父又は母]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 他道府県における勤務証明書等 <p>※ <u>二重下線の書類</u>については原本の提出をしないこと</p>
1、2、3	<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>父と母が離婚調停中のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入(在住)する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事件係属証明書等
3	<p>日本国籍を有する志願者が父母とともに海外に在住しており、父母のどちらか一方が都内に転入することができない理由が、<u>海外勤務の継続のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 海外における勤務証明書等

1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者(都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。)

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

(1) ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を令和4年3月に卒業又は修了する見込みの者

イ 令和4年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者

(2) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。)とともに都内に住所を有し、九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい(応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。)

二 出願方法

(1) 提出期間 郵送出願期間とする(郵送出願期間に九段中等教育学校に必着するよう、簡易書留郵便による出願のみ)。

(2) 提出先 九段中等教育学校長(窓口への直接の出願は認めない。)

(3) 出願に要する書類等

ア 入学願書(様式1)

イ 報告書(様式2)

なお、前記一(1)イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの(日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの)

ウ 志願者カード(様式14)

エ 千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書(様式応1)

オ 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書(様式応2)(令和3年12月1日以降に区市町村長が発行したもの)

なお、前記一(1)イに該当する者で、住民票記載事項証明書(様式応2)に外国籍を有している証明がない場合は、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

カ 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類

(ア) 理由書(様式応6)

志願者が父母どちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

(イ) 父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類(14ページ)を参照し、該当の書類を提出する。

キ 入学検定料 2,200円(所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入

学願書の裏面に貼り付ける。)

ク その他九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は九段中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を令和 4 年 3 月に卒業又は修了する見込みの者
イ 令和 4 年 3 月 31 日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 21 年 4 月 2 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間に出生した外国籍を有する者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和 4 年 4 月の入学日までに都内に転入し、九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。
なお、九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間 郵送出願期間とする（郵送出願期間に九段中等教育学校に必着するよう、簡易書留郵便による出願のみ）。
- (2) 提出先 九段中等教育学校長（窓口への直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等
 - ア 入学願書（様式 1）
 - イ 報告書（様式 2）
なお、前記一(1)イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）
 - ウ 志願者カード（様式 14）
 - エ 千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書（様式応 1）
 - オ 転居に関する申立書（様式応 3）
 - カ 転居を証明する書類
 - (ア) 新たに都内に住居を持つ場合
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
 - (イ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合
親族等の住民票記載事項証明書（様式応 2）（令和 3 年 12 月 1 日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式 10）
 - キ 前記一(1)イに該当する者は、外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応 2）又は公的機関発行の書類
 - ク 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類
 - (ア) 理由書（様式応 6）

志願者が父母どちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記すること。

(イ) 父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類（14 ページ）を参照し、該当の書類を提出する。

ケ 入学検定料

2,200 円（所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

コ その他九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は九段中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、九段中等教育学校長に別途、住民票記載事項証明書（様式応2）（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの）を提出する。

3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を令和4年3月に修了する見込みの者
イ 令和4年3月31日までに外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和4年4月の入学日までに都内に住所を有し、九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き九段中等教育学校卒業まで、都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

イ 日本国籍を有する志願者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間 郵送出願期間とする（郵送出願期間に九段中等教育学校に必着するよう、簡易書留郵便による出願のみ）。
- (2) 提出先 九段中等教育学校長（窓口への直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等

ア 入学願書（様式1）

イ 日本人学校の場合は報告書（様式2）

現地校の場合は最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

ウ 志願者カード（様式14）

エ 帰国に関する申立書（様式応4）

なお、前記一(2)アに該当する場合は、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明できる書類（海外における勤務証明書等）を併せて提出すること。

オ 転居を証明する書類

(ア)新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(イ)既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書(様式応2)(令和3年12月1日以降に区市町村長が発行したもの)及び同居同意書(様式10)

カ 前記一の(2)イに該当する場合は、身元引受人承諾書(様式応5)及び保護者が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書等)

キ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書(様式応2)又は公的機関発行の書類(外国籍を有する者のみ)

ク 入学検定料

2,200円(所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。)

ケ その他九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

(1) 応募資格の審査は九段中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 入学日までに、九段中等教育学校長に、住民票記載事項証明書(様式応2(申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの))を提出する。

なお、前記一の(2)イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

様式一覧

様式番号	名 称	ページ
様式 1	入学願書	22
(様式 1 裏面)	入学願書記入上の注意	23
様式 2	報告書	24
様式 3	合格通知書	25
様式 4	繰上げ合格通知書	26
様式 5	入学意思確認書	27
様式 6	入学許可書	28
様式 7	入学辞退届	29
様式 8	具申書	30
様式 9	島しょからの転居に関する申立書	31
様式 10	同居同意書	32
様式 11	検査得点表	33
様式 12	特別措置申請書	34
様式 13	特別措置決定通知書	35
様式 14	志願者カード	36
様式 応 1	千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書	37
様式 応 2	住民票記載事項証明書	38
様式 応 3	転居に関する申立書	39
様式 応 4	帰国等に関する申立書	40
様式 応 5	身元引受人承諾書	41
様式 応 6	理由書	42
納付書	入学検定料（区分 A、区分 B 共通） 納付書	43
納付書	入学金（区分 A） 納付書	44
納付書	入学金（区分 B） 納付書	45

(様式1)

令和4年度 千代田区立九段中等教育学校入学願書

男子のみ点線部分を切り取る

千代田区立九段中等教育学校長 殿

貴校への入学を志願します。

※受検番号	
-------	--

募集区分	区分 A
	区分 B

どちらかを
○で囲む

志願者	フリガナ		性別	
	氏名			
	生年月日	平成 年 月 日		
	現住所 (出願時の住所)	〒		
	入学式までに転居予定 の人は入学後の住所	〒		
	在学小学校名			
卒業年月	令和 年 月	卒業見込		
保護者	現住所	〒		
	入学式までに転居予定 の人は入学後の住所	〒		

写真

正面上半身脱帽
(4cm×3cm)

令和3年12月1日以降撮影のもので、カラー・白黒どちらでも可

応募資格がないと認められた場合や事実と反する記載によって入学したと認められた場合は、入学を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 (自署) 志願者との続柄

上記の志願者は貴校に応募する資格があることを確認しました。

令和 年 月 日

学校名

校長名

電話番号

公印

令和4年度 千代田区立九段中等教育学校 受検票

※受検番号	
募集区分	区分 A
	区分 B

どちらかを
○で囲む

フリガナ	
受検者氏名	
在学小学校名	小学校
検査会場名	千代田区立九段中等教育学校

1 検査日時及び時間割

検査日 令和4年2月3日(木) 集合 午前8時30分

実施内容	開始時刻～終了時刻	時間
適性検査1	午前 9時00分～ 午前 9時45分	45分間
適性検査2	午前 10時25分～ 午前 11時10分	45分間
適性検査3	午前 11時50分～ 午後 0時35分	45分間

2 合格発表日時・場所

令和4年2月9日(水) 午前8時

千代田区立九段中等教育学校ホームページ

(<http://www.kudan.ed.jp/>) 掲載

令和4年2月9日(水) 午前9時

本校九段校舎(千代田区九段北2-2-1) 掲示

*この受検票は、合格通知書の受領、入学手続等に必要なのでなくさないこと。

(受験票 裏)

(のりしろ)

領収証書貼付欄

貼る前に金融機関(銀行・郵便局)の領収印を
確認してください。

(のりしろ)

(様式1の裏面)

入学願書記入上の注意

- 1 ※の受検番号欄は記入しないでください。
- 2 記入にあたっては、黒色のボールペン等を使用してください。ただし、消せるボールペン等は使用しないでください。
- 3 募集区分は、区分A、区分Bのどちらかを○で囲んでください。
- 4 志願者の氏名の欄には、住民票に記載されているとおりの氏名を記入してください。
外国籍を有し住民票に通称名が記載されていて、受検票に通称名のみ記載を希望する者は、志願者の氏名の欄は本名の後に通称名を()を付して記入してください。この場合、受検票の受検者氏名の欄については、通称名だけで差し支えありません。
- 5 男子のみ左上の点線部分に沿って左上端を切り取ってください。
- 6 保護者氏名の欄には、保護者本人が自署してください。
- 7 住所欄の記入は、丁目、番地等の区分表記を省略して構いません。
例「千代田区九段南一丁目2番1号」→「千代田区九段南1-2-1」
- 8 都外の小学校の場合、在学小学校名の欄に、道府県名から記入してください。
- 9 都内の小学校に在学していない者は、学校名、校長名、学校の電話番号の記入及び学校長の公印の押印は必要ありません。
- 10 出願日以降入学日までの間に転居することが確実な者は、転居予定先の住所を「入学日までに転居予定の人は入学後の住所」欄に記入してください。
- 11 千代田区立九段中等教育学校への入学を志願する者は、都立中等教育学校及び都立中学校へ出願できません。

(様式2)(A4判)

報告書

(注) ①字句を訂正したときは、公印を用いてその旨を明らかにする。

②※印の欄には記入しない。

※受検番号

学籍の記録	フリガナ		性別		年 月 日		転入学等		編入学		特別活動の記録		
	児童氏名				() 学校から		転学		学籍				学級活動
	生年月日		平成 年 月 日生		卒業見込		令和 4 年 3 月		卒業見込		児童会活動		
各教科の学習の記録										出欠の記録		6 年	
教 科	国 語	社 会	算 数	理 科	音 楽	図画工作	家 庭	体 育	外国語	出席しなければ ならない日数	欠席日数	クラブ活動	
4 年												学校行事	
5 年												総合的な学習の時間の記録	
6 年												学習活動	
備考 (学習の記録等の欄に記入できない事項があるときはその理由を記載する。)												観 点	
												評 価	

24

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

記載者氏名

学校所在地

電話番号

フリガナ

学 校 名

校 長 名

公印

学校コード

--	--	--	--	--	--

(注) 学校コード欄には、都内の公立学校のみ公立学校統計調査に使用する6桁の番号を記入する。

受験番号	
------	--

合格 通 知 書

志願者氏名 _____

あなたは、令和4年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定において、合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出してください。

記

- 1 手続期間 令和4年2月9日（水） 午前9時から 午後3時まで
令和4年2月10日（木） 午前9時から 正午まで

令和4年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、合格を放棄したものとみなします。

受検番号	
------	--

繰上げ合格通知書

志願者氏名 _____

あなたは、令和4年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定において、繰上げ合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出してください。

記

- 1 手続期間 令和4年 月 日（ ） 時から 時まで
令和4年 月 日（ ） 時から 時まで

令和4年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 繰上げ合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、繰上げ合格を放棄したものとみなします。

入学意思確認書

この度、令和4年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定に当たり、合格者になった旨の通知を受けました。

ついては、私は、千代田区立九段中等教育学校に入学します。

なお、入学者決定に関する応募資格等の重要事項の不備又はその他事実と反する事項によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

また、入学後に応募資格を失った場合には、速やかに転校等の手続に従います。

令和4年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

受 検 番 号 _____

在学小学校名 _____

本 人 氏 名 _____

保護者 { 住 所 _____

氏 名 (自 署) _____

電 話 番 号 _____

受検番号	
------	--

入 学 許 可 書

志願者氏名 _____

あなたは、千代田区立九段中等教育学校の入学手続を完了し、入学許可予定者となりましたのでお知らせします。

令和4年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 本許可書を、お住まいの区市町村教育委員会に提示し、本校に入学するに当たり必要な手続をしてください。

入 学 辞 退 届

令和4年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

私は、千代田区立九段中等教育学校の入学許可予定者となりましたが、入学を辞退
します。

受 検 番 号 _____

入学許可予定者氏名 _____

保護者 { 住 所 _____

{ 氏 名 (自署) _____

辞 退 理 由 _____

(注意) 入学許可予定者が入学を辞退する場合は、入学辞退届を提出してください。

※受検番号	
-------	--

具 申 書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

志願者氏名 _____

志願者の家族構成及び志願者と保護者の住所が異なる理由等は下記のとおりです。

1 家族構成（保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。）

氏 名	志 願 者 との続柄	現 住 所	電 話 番 号

2 志願者と保護者の住所が異なる理由等

以上のとおり相違ありません。なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実と反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）
（電話番号）

上記の者は、令和4年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱に定める応募資格を有することを証明する。

令和 年 月 日

所在地
小学校名
校長名

公印

※受検番号	
-------	--

島しょからの転居に関する申立書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 住 所 _____
 氏 名 (自署) _____
 志願者との続柄 _____
 志願者 住 所 _____
 氏 名 _____

この度、下記の身元引受人の住所に転居しますので、よろしくお願いします。

記

1 転居先住所

フリガナ 志願者氏名	転居先住所

2 保護者又は身元引受人の氏名及び住所

フリガナ 氏名	続柄	住 所

3 転居予定年月日

令和 年 月 日 転居予定

4 転居理由

上記の者は、令和4年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱で定める応募資格「都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者」に該当することを証明する。

令和 年 月 日

所在地 _____

小学校名 _____

校長名 _____

公印

- (注意) 1 保護者とともに転居する場合は、本様式の身元引受人の文字に二重線を引く。
 2 身元引受人の住所に転居する場合は、同居同意書(様式10)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2)を添付する。
 3 身元引受人は、都内在住者で、児童の入学後においても責任をもった対応のできる者とする。

同居同意書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長殿

住 所 _____

氏 名 (自署) _____

(同居予定者との関係) _____

私は、下記の同居に同意します。

記

同居前住所 _____

同居予定者

氏 名 _____

(注) 同意者の住民票記載事項証明書(様式応2)を添付する。

受検番号	
------	--

検 査 得 点 表

志願者氏名

請求のあった、あなたの検査得点は、以下のとおりです。

適性検査 1	適性検査 2	適性検査 3

令和 4 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

※受付番号

特別措置申請書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

フリガナ

志願者 氏 名 _____ 性 別 _____

生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

保護者 住 所 _____

氏 名 (自署) _____

電話番号 _____

千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱の規定により、適性検査等実施上の特別措置を下記のとおり申請します。

記

1 希望する措置を○で囲み、()内は記入してください。

(1) 検査時間	①延長を希望する。(検査時間は、通常の各検査時間の最大 1.5 倍まで。) ⇒ (別室受検になります。)	
(2) 検査会場	①普通の教室でよい (ア 前の方 イ 出入口近く ウ ()) ②特殊な机 ③別室受検 ④家族による送迎 ⑤車椅子の使用 ⑥介助者等の同行 ⑦ ())
(3) 検査方法	(例えば、問題・解答用紙の拡大など具体的に記入してください。))
(4) その他	①器具の持込み (例 補聴器、ルーペ、ICT機器等) () ②その他 ())

2 上記 1 の措置を希望する理由

(障害や病気の内容や程度などを含めて、申請する理由を具体的に書いてください。)

[Empty box for writing reasons]

3 小学校長記入欄

上記のとおり、受検上の措置が必要であると考えます。		
立	令和 年 月 日	公印
小学校長		
学校の電話番号		

(注意事項)

- 1 申請は、小学校長を経由して、令和 3 年 12 月 17 日(金)までに千代田区立九段中等教育学校長に提出してください。なお、事故や病気等による適性検査等実施上の特別措置の申請は、小学校長を経由して、直ちに千代田区立九段中等教育学校長に提出してください。
- 2 申請後、志願を取りやめた場合は、速やかに小学校長を経由して千代田区立九段中等教育学校長に連絡してください。

特別措置決定通知書

第 号
令和 年 月 日

小学校長 殿
保護者 様
志願者 様

千代田区立九段中等教育学校長

公印

障害のある志願者に対する措置について下記のとおり決定します。

記

1 決定した措置内容

(1) 検査時間

(2) 検査会場

(3) 検査方法

(4) その他 (器具の持ち込み等)

2 その他

本決定について疑義がありましたら、決定内容について説明をいたしますので、御連絡ください。

問い合わせ先 千代田区立九段中等教育学校 副校長
電話 03-3263-7190

※受検番号	
-------	--

志 願 者 カ ー ド

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

_____小学校

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

私は貴校を志願するに当たり、入学を希望する理由と小学校での活動で特に述べておきたいことは次のとおりです。

1 入学を希望する理由

--

2 小学校のときに、力を入れて取り組んできたことで自分が特に述べておきたいこと

--

(注) 志願者本人が鉛筆等^{えんぴつ}で、はっきりと書いてください。

※受 検 番 号

千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者氏名（自署） _____

志願者との続柄 _____

下記の者を貴校に入学させたいので、出願の承認を申請します。

記

1 志願者

フリガナ氏名		現住所	
在学小学校	小学校	令和 年 月 日	卒業見込

2 家族構成（保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること）

志願者との続柄	フリガナ氏名	現住所
保護者		

3 出願申請理由（該当する事項の番号を○で囲む。）

(1) 都内在住者で都外の小学校等に在学している者 (2) 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

- (注) 1 保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。
 2 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者は、本申請書を提出する必要はない。
 3 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

住民票記載事項証明書					
① 住所			② 世帯主氏名		
② 氏名	④ 生年月日	⑤ 現住所を定めた 年月日	⑥ 世帯主の 続柄	⑦ 国籍・地域 (外国籍の場合のみ)	

上記①～⑦の事項は住民票に記載があることを証明する。

令和 年 月 日

区市町村長氏名

公印

- (注)1 証明を要する者について、住民票に記載されているとおり、枠内に記入し、令和3年12月1日以降に証明を受けること。
- 2 区市町村所定の様式も使用できる。
- 3 志願者が外国籍の場合は、⑦の国籍・地域についても証明を受けること(志願者以外については証明の必要はない)。
- なお、住民票に通称名が記載されている場合は、「氏名」欄に括弧書きで通称名の証明を受けること。

転居に関する申立書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 氏 名 (自署) _____

志願者との続柄 _____

志願者 氏 名 _____

この度、下記のとおり転居しますので申し立てます。

記

1 転居先住所

志願者との続柄	フリガナ氏名	転居先住所
保護者		

2 転居予定年月日

令和 年 月 日 転居予定

3 転居理由

--

(注)1 転居を証明する書類を添付すること。

2 保護者が父母である者で、父母どちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応6)及び父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

3 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(様式応4) (A4判)

帰国等に関する申立書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 氏 名 (自署) _____

志願者 氏 名 _____

志願者と家族の帰国 (入国) 予定の状況は下記のとおり相違ありません。

記

- 1 家族の状況(保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。)

フリガナ 氏 名	志願者との 続 柄	現 住 所	勤 務 先 (学校名)	帰国(入国) 予定年月	帰国(入国)後の住所
	本 人			年 月	
	保 護 者				

(注) 保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応6)及び父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

- 2 日本国籍を有する志願者で、特別の事情により保護者が帰国できない場合は、その理由及び身元引受人

理由				
身元 引受人	氏 名	志願者との関係	住 所	電話番号

(注) 上記2の場合、身元引受人承諾書(様式応5)及び保護者が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書等)を併せて提出すること。

身元引受人承諾書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

志願者の帰国後の住所 _____

志願者氏名 _____

上記の者が貴校を受検するに当たり、志願者の保護者が帰国するまでの間、志願者の身元引受人となることを承諾します。

令和 年 月 日

現 住 所 東京都 _____

志願者との続柄等 _____

身元引受人氏名 (自署) _____

(注) 身元引受人は、都内在住者で、保護者が帰国するまでの間、保護者に代わる者で志願者と同居することが確実な者とする。

※受検番号	
-------	--

理 由 書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

令和 年 月 日

志願者氏名 _____

志願者の保護者である（ 父 ・ 母 ）が都内に志願者と同居できない理由は下記のとおりです。

記

1 志願者と同居できない保護者

志願者との続柄	フリガナ名	現住所
父 ・ 母		

2 志願者と同居できない理由等

理由	
証明する書類	

※ 父又は母が志願者と都内に同居できない理由（志願者の祖父母の介護、保護者の病気療養等）及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

※ 同居できない理由を証明する書類の名称を記入し、本理由書とともにその書類の写しを添付すること。

3 その他確認事項（内容を確認の上、□内にレを記入してください。）

- 千代田区立九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居することはありません。
- 千代田区立九段中等教育学校の受検を目的として、都内に転居するものではありません。
- 父又は母が、志願者と都内に同居できない理由が解消された場合は、速やかに都内に転居します。

以上のとおり相違ありません。

なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実と反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名（自署） _____

（電話番号 _____）

- (注意) 1 本書類は、保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合に提出する。
- 2 千代田区立九段中等教育学校へ入学手続するため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。
- 3 都内の小学校に在学している者は、本書類を提出する必要はない。
- 4 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

入学検定料(区分A、区分B共通) 納付書

領収証書 (公)		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
令和3年度	会計	管理番号	01 一般会計
記帳区分	03 01	事業	細事業 節 細々節
款 項 目	13 02 01	01 001	
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3406 中等教育学校入学検定料		
金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 2 2 0 0	
納入者			
在学小学校名			
志願者名			
令和4年度	01 一般会計		
科目名	千代田区立九段中等教育学校 入学者選考 入学検定料		
上記の金額を領収しました。			
納付場所	千代田区指定金融機関 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各 県所在のゆうちょ銀行・郵便 局		
主管課	子ども部九段中等教育学校		

(納入者保管)

納付書兼納入済通知書 (公)		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
令和3年度	会計	管理番号	01 一般会計
記帳区分	03 01	事業	細事業 節 細々節
款 項 目	13 02 01	01 001	
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3406 中等教育学校入学検定料		
金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 2 2 0 0	
納入者			
在学小学校名			
志願者名			
令和3年度	01 一般会計		
科目名	千代田区立九段中等教育学校 入学者選考 入学検定料		
上記の金額を納付します。			
発行年月日	令和 年 月 日	領 收 日 付 印	
取りまとめ店			
ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (郵便番号330-9794)			
主管課	子ども部九段中等教育学校		

(区保管)

原 符 (公)		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
令和3年度	会計	管理番号	01 一般会計
記帳区分	03 01	事業	細事業 節 細々節
款 項 目	13 02 01	01 001	
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3406 中等教育学校入学検定料		
金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 2 2 0 0	
納入者			
在学小学校名			
志願者名			
令和4年度	01 一般会計		
科目名	千代田区立九段中等教育学校 入学者選考 入学検定料		
発行年月日 令和 年 月 日			
領 收 日 付 印			
口 数	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	口	
金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	口	
主管課	子ども部九段中等教育学校		

13.8 (100×400)
(金融機関保管)

入学金(区分A) 納付書

口座番号 00130-2-960001		千代田区会計管理者		1	
加入者		千代田区会計管理者		納入済通知書(公)	
令和3年度	年度	会計	管理番号	01 一般会計	
記帳区分	03	01		予算種別	
款項目	02	01	細事業節	02	001
13	02	01			
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金				
金額	十	億	千	百	円
			¥	5	650
納入者 在学小学校名					
志願者名					
上記金額を納付してください。					
発行年月日	令和	年	月	日	
発行者	千代田区立九段中等教育学校				
納入期限	令和	年	月	日	印
上記の金額を領収しました。					
納付場所	千代田区指定金融機関				
	特別区公金収納取扱店				
	東京都、山梨県及び関東各				
	県所在のゆうちょ銀行・郵便局				
主管課	子ども部九段中等教育学校				(納入者保管)

口座番号 00130-2-960001		千代田区会計管理者		1	
加入者		千代田区会計管理者		納入済通知書(公)	
令和3年度	年度	会計	管理番号	01 一般会計	
記帳区分	03	01		予算種別	
款項目	02	01	細事業節	02	001
13	02	01			
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金				
金額	十	億	千	百	円
			¥	5	650
納入者 在学小学校名					
志願者名					
上記の金額を納付します。					
発行年月日	令和	年	月	日	
納入期限	令和	年	月	日	印
上記の金額を領収しました。					
納付場所	千代田区指定金融機関				
	特別区公金収納取扱店				
	東京都、山梨県及び関東各				
	県所在のゆうちょ銀行・郵便局				
主管課	子ども部九段中等教育学校				(区保管)

口座番号 00130-2-960001		千代田区会計管理者		1	
加入者		千代田区会計管理者		原符(公)	
令和3年度	年度	会計	管理番号	01 一般会計	
記帳区分	03	01		予算種別	
款項目	02	01	細事業節	02	001
13	02	01			
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金				
金額	十	億	千	百	円
			¥	5	650
納入者 在学小学校名					
志願者名					
上記金額を納付してください。					
発行年月日	令和	年	月	日	
納入期限	令和	年	月	日	印
上記の金額を領収しました。					
納付場所	千代田区指定金融機関				
	特別区公金収納取扱店				
	東京都、山梨県及び関東各				
	県所在のゆうちょ銀行・郵便局				
主管課	子ども部九段中等教育学校				(金融機関保管)

入学金(区分B) 納付書

納入通知書兼領収証書

公

口座番号	00130-2-960001
加入者	千代田区会計管理者

令和3年度	01 一般会計					
記帳区分	年度	会計	管理番号	予算種別		
03	01					
款	項目	事業	細事業	節	細節	細々節
13	02	01	02	001		

一般会計
使用料及び手数料
手数料
子ども手数料
3437 中等教育学校入学金

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						¥	5	6	5	0
										0

納入者

在学小学校名

志願者名

様

上記金額を納付してください。

発行年月日
令和 年 月 日
発行者

納入期限
令和 年 月 日

領収日付印

上記の金額を領収しました。

納付場所
千代田区指定金融機関
特別区公金収納取扱店
東京都、山梨県及び関東各
県所在のゆうちょ銀行・郵便
局

主管課 子ども部九段中等教育学校

(納入者保管)

納入済通知書

公

口座番号	00130-2-960001
加入者	千代田区会計管理者

令和3年度	01 一般会計					
記帳区分	年度	会計	管理番号	予算種別		
03	01					
款	項目	事業	細事業	節	細節	細々節
13	02	01	02	001		

一般会計
使用料及び手数料
手数料
子ども手数料
3437 中等教育学校入学金

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						¥	5	6	5	0
										0

納入者

在学小学校名

志願者名

様

令和3年度 01 一般会計

令和4年度
千代田区立九段中等教育学校
入学金

発行年月日
令和 年 月 日
納入期限
令和 年 月 日

上記の金額を納付します。

領収日付印

取りまとめ店
ゆうちょ銀行東京野金事務センター
(郵便番号330-9794)

主管課 子ども部九段中等教育学校

(区保管)

原符

公

口座番号	00130-2-960001
加入者	千代田区会計管理者

令和3年度	01 一般会計					
記帳区分	年度	会計	管理番号	予算種別		
03	01					
款	項目	事業	細事業	節	細節	細々節
13	02	01	02	001		

一般会計
使用料及び手数料
手数料
子ども手数料
3437 中等教育学校入学金

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						¥	5	6	5	0
										0

納入者

在学小学校名

志願者名

様

令和4年度
千代田区立九段中等教育学校
入学金

発行年月日
令和 年 月 日
納入期限
令和 年 月 日

領収日付印

口数

金額

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

主管課 子ども部九段中等教育学校

(金融機関保管)

13.8 (100×400)

千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱（手引き）

令和3年9月発行

編集・発行 千代田区教育委員会学務課

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1

電話 03-5211-4284

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

緊急事態宣言の解除に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年9月10日付3千子指導収第1122号「緊急事態宣言期間の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底、強化について」により、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

このことについて、国による、東京都の緊急事態宣言解除の決定、および、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年9月28日付3教総総第1445号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおりご対応をお願いします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

記

1 学校・園運営の基本方針

○感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、適宜、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をするなどの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

①健康観察の実施

○幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。

- 本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。
- 咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、無理をせず休養するよう指導する。
- 家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

②マスクの正しい着用の徹底

- マスクの着用と換気を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
- 指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③教室における密集の回避

- 身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状態や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。

④換気、消毒等の徹底

- 密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 正しい手洗いの方法についての指導を徹底する。

⑤感染予防に関する指導

- 授業終了後は速やかに帰宅するよう指導する。
- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用（不織布を推奨）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗いを徹底する。

- 毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は自宅で休養)
- 出勤時の健康チェックを行う。(検温結果等を記録する。)
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②正しいマスクの着用

- 会話や会議の際にも必ずマスクを着用する。
- マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する。
- 正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

④勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用（不織布を推奨）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。(同居者等の家族にも協力を再度要請)
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

3 教育活動に関すること

- 一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。また、ICT端末等を活用して話し合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

○感染症対策を一層徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。

（４）放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに帰宅する。

○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

（５）児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。

○令和３年４月２２日付３教指企第１８８号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

（６）学校行事等について

○文化的行事・体育的行事等については、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重に検討するとともに、実施の方法・内容等について工夫する。

○校外での活動は、各学校長の判断の下、移動手段や活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。

（７）部活動について

○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。

○大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日

- を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
 - 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
 - ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
 - 大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに熱中症事故の未然防止を徹底する。

- 学務課学校運営係
TEL 03-5211-4357
- 指導課指導主事
TEL 03-5211-4286
- 指導課管理係
TEL 03-5211-4285
- 子ども支援課
TEL 03-5211-4229

【別紙】

新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化に係る前回通知（8月27日付）から緊急事態宣言の解除に係る今回通知（9月30日付）への変更点

<学校・園運営の基本方針>

令和3年8月27日付3千子指導収第1030号	令和3年9月30日付3千子指導収第1210号
<p>○夏季休業明けにおいては、児童・生徒の健康状態の把握と適切な対応を目的として、9月1日～3日までの期間においては、午前短縮授業（この期間に昼食を予定している学校においては昼食後に下校）とし、児童・生徒の夏季休業明けにおける心身の健康状態の把握に努める。また、それ以降については、校園長の判断の下、各校・園の状況に応じて必要と判断し、短縮授業等を実施する場合は教育委員会に報告をする。</p>	<p>※記載なし</p>
<p>○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をするなどの対応を行うことができるものとする。</p>	<p>○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、適宜、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をするなどの対応を行うことができるものとする。</p>

<基本的な感染症対策の実施について>

令和3年8月27日付3千子指導収第1030号	令和3年9月30日付3千子指導収第1210号
<p>●各学校・園において、校内の感染症対策を再確認すること。その際、児童・生徒の動線、施設活用の在り方など感染防止に向けた校・園内の整備を行うこと。</p>	<p>※記載なし</p>
<p>（1）幼児・児童・生徒等に対する指導 ①健康観察の実施 ○幼児・児童・生徒等の感染が増加している状況を踏まえ、幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。</p>	<p>（1）幼児・児童・生徒等に対する指導 ①健康観察の実施 ○幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。</p>

○当面の間、後日送付する様式を活用し、出欠席の状況を教育委員会に報告する。	※記載なし
○咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように指導する。	○咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、無理をせず休養するよう指導する。
②マスクの正しい着用の徹底 ○マスクの着用と換気を徹底する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。	②マスクの正しい着用の徹底 ○マスクの着用と換気を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
③教室における密集の回避 ○身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状態や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。さらに、必要に応じて、大教室を活用するなどの工夫を行う。	③教室における密集の回避 ○身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状態や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。
④換気、消毒等の徹底 ※記載なし	④換気、消毒等の徹底 ○正しい手洗いの方法についての指導を徹底する。
(2) 家庭における感染症対策の依頼 ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。	(2) 家庭における感染症対策の依頼 ○3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用（不織布を推奨）を徹底する。
○日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛する。 ○繁華街に外出しない。	○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。
(3) 教職員等の健康管理の徹底 ①基本的な感染症予防策の徹底 ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）を徹底する。	(3) 教職員等の健康管理の徹底 ①基本的な感染症予防策の徹底 ○3密の回避、正しい手洗いを徹底する。
	<追記> ②正しいマスクの着用 ○会話や会議の際も必ずマスクを着用する。 ○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する。

<p>②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底</p> <p>○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。</p>	<p>③昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底</p> <p>※記載なし</p>
<p>③勤務時間外における感染症予防策の徹底</p> <p>○日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛する。</p> <p>○繁華街に外出しない。</p>	<p>④勤務時間外における感染症予防策の徹底</p> <p>○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。</p>
<p>○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。</p>	<p>○3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用（不織布を推奨）を徹底する。</p>

<教育活動に関すること>

令和3年8月27日付3千子指導収第1030号	令和3年9月30日付3千子指導収第1210号
○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。	※記載なし
<p>(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について</p> <p>○各学校において、学習活動を実施する中で、感染症対策を十分に講じることができない場合は、その学習活動については実施を控える。また、ICT端末等を活用して話し合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループや少人数等での話し合い活動 ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動 ・家庭、技術・家庭における調理実習 ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など） ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習 ・体育科、保健体育科等における水泳指導や幼稚園・こども園における水泳指導、水遊び 	<p>(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について</p> <p>○飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。また、ICT端末等を活用して話し合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループや少人数等での話し合い活動 ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動 ・家庭、技術・家庭における調理実習 ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など） ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
<p>(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。</p> <p>○繁華街に外出しない。</p>	<p>(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。</p>

<p>(6) 学校行事等について</p> <p>○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。</p>	<p>(6) 学校行事等について</p> <p>※記載なし</p>
<p>○小・中学校における文化的行事・体育的行事等については、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重に検討するとともに、学年別の分散実施など方法・内容等について工夫する。実施の際は、外部からの来場者（保護者含む）は入れず、オンライン配信を活用する。幼稚園・こども園の実施方法等については、感染状況等の推移を注視し、後日決定する。</p>	<p>○文化的行事・体育的行事等については、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重に検討するとともに、実施の方法・内容等について工夫する。</p>
<p>○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動等、実施方法等を工夫して行うことができる。移動手段や活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。</p>	<p>○校外での活動は、各学校長の判断の下、移動手段や活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。</p>
<p>(7) 部活動について</p> <p>○部活動を実施する場合は、都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>	<p>(7) 部活動について</p> <p>○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>
<p>○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。</p>	<p>※記載なし</p>
<p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。 	<p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
<p>○緊急事態宣言期間中は、基本的に活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、必要と判断する活動については、感染症対策を徹底の上、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数を設定し、保護者の同意書を得ることで活動することができる。また、大会等への出場や定期演奏</p>	<p>○大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>

会等の実施は可能とし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに熱中症事故の未然防止を徹底する。

(案)

教 育 委 員 会 資 料
令 和 3 年 1 0 月 1 2 日
指 導 課

3千子指導発第〇号
令和3年10月〇日

千代田区立保育園長 様
千代田区内認証・認可保育園長 様
千代田区立幼稚園・こども園長 様
千代田区立小学校長 様

千代田区教育委員会事務局 子ども部

指 導 課 長 山本 真
(公印省略)
子ども支援課長 新井 玉江
(公印省略)

令和3年度 保・幼・小合同研修会(第2回)の開催について

このことについて、下記のとおり開催いたします。

つきましては貴職下教職員の出席について、よろしくお取り計らいください。

なお、今年度における本研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の現状に鑑み、区立学校(園)において、麴町地区では各校園から最大4名まで、神田地区では各校園から2名まで出席いただけます(認証・認可保育園においては、校(園)での密を避けるために、Teams のライブ配信のみとさせていただきます。)

また、公開保育・授業、実践報告、講演の様子については、Teams にてライブ配信をしますので、各校園において視聴いただき、研修に活用いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和3年11月17日(水)
- 2 会 場 千代田区立麴町幼稚園・麴町小学校 体育館
- 3 内 容 (1)公開保育・授業(午後1時25分から午後2時10分)
 - 麴町小学校:5年2組教室 体育館
 - 麴町幼稚園:みんなのへや(2)全体会(午後2時35分から午後4時25分まで)【体育館】
 - ①挨拶
 - ②実践報告
 - ③指導・助言及び講演
講師 文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官
齋藤 博伸 先生
- 4 対 象 千代田区立保育園、こども園、幼稚園、小学校 教職員(必修研修のため各校園1名以上の参加)
※来校・来園いただく方は、各校園で麴町地区は最大4名、神田地区は最大2名まで
※Teams での配信は、各校園で最大5つのIDまで
- 5 出席者と Teams の ID 確認について
各校・園取りまとめの上、別紙に記入し、令和3年11月4日(木)までに電子メールにて指導課
戸栗(d-toguri@city.chiyoda.lg.jp)までお知らせください。

(案)

- 6 その他 (1)発熱や風邪症状がある場合は、当日のご参加はお控えください。
(2)受付にて検温させていただきます。手指消毒のご協力もお願いいたします。

【担当】

指導主事 戸栗 大貴

電 話 (5211)4283

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和3年10月12日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
10	12	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
10	13	水				
10	14	木				
10	15	金		指導課訪問(魏町小学校) ◎	魏町小学校	教育委員出席
10	16	土		運動会	魏町幼稚園・九段幼稚園・番町幼稚園 千代田幼稚園・昌平幼稚園 いずみこども園・ふじみこども園	
10	17	日				
10	18	月		指導課訪問(九段中等教育学校) ◎	九段中等教育学校	教育委員出席
10	19	火	13:30~	点検・評価第1回有識者会議	神田公園区民館	
10	20	水		指導課訪問(番町幼稚園) ◎ ※指導課のみ	番町幼稚園	
10	21	木				
10	22	金				
10	23	土		体育祭 合唱コンクール	魏町中学校 神田一橋中学校	
10	24	日				
10	25	月				
10	26	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
10	27	水				
10	28	木				
10	29	金				
10	30	土				
10	31	日				
11	1	月		指導課訪問(千代田幼稚園) ◎	千代田幼稚園	教育委員出席

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
11	2	火				
11	3	水				
11	4	木				
11	5	金		指導課訪問(九段幼稚園)◎	九段幼稚園	教育委員出席
11	6	土		運動会	お茶の水幼稚園	
11	7	日				
11	8	月				
11	9	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
11	10	水				
11	11	木				
11	12	金				
11	13	土		学校説明会③(願書配布予定) 学校保健大会	九段中等教育学校 いきいきプラザ一番町(カスケードホール)	
11	14	日				
11	15	月		指導課訪問(お茶の水小学校)◎	お茶の水小学校	教育委員出席
11	16	火	10:00~ 14:15~	合同こども会(幼稚園、子ども園) 合同こども会(保育園、認証・認可保育園)	国立オリンピック記念青少年総合センター	教育委員出席
11	17	水	13:25~	保幼小合同研修会	翹町小学校・幼稚園	教育委員出席
11	18	木				
11	19	金				
11	20	土				
11	21	日				
11	22	月		指導課訪問(いずみこども園)◎	いずみこども園	教育委員出席
11	23	火				

「広報千代田」
10月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 13件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1	児童・家庭支援センター 「親と子の絆プログラム」ACT(アクト)すこやか子育て講座	子どもの発達、行動、親子それぞれの気持ちの理解などを様々なワークを通して心と体で体験的に学ぶ	11月17日・24日・12月1日・8日・15日・22日の毎週水曜(全6回)10時～12時	富士見わんぱくひろば	富士見わんぱくひろば
2	文化振興課 オペラ公演「フィガロの結婚」	初めての方も楽しめるトークと解説付きのオペラ公演	11月11日(木)・12日(金)17時30分～(17時開場)	内幸町ホール	オペラ・ディ・東京
3	文化振興課 千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。事前予約制	11月14日(日)11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
4	文化振興課 千代田図書館情報探索講習会「図書館の本の探し方講座ーいろいろな図書館を使いこなすためにー」	千代田区立図書館の検索機能や、東京都立図書館の統合検索を利用し、インターネットで本を検索する方法を案内	11月25日(木)19時～20時30分	研修室(区役所9階)	千代田図書館
5	文化振興課 区立図書館へ行こう!ライブラリークイズ&スタンプラリー	千代田区立図書館5館を周遊するクイズ&スタンプラリー	10月25日(月)～11月14日(日)	区内各図書館	千代田図書館
6	文化振興課 特別研究室企画展示「内田嘉吉文庫に見る 近代建築の父・辰野金吾と海を渡った建築家たち」	辰野金吾と彼に連なる建築家による日本統治下の台湾、満洲、朝鮮半島での建築物を紹介	10月19日(火)～12月28日(火)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
7	生涯学習・スポーツ課 はじめてのオカリナ-癒しの音色に触れてみよう- 人材バンク活用講座	18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象とした初心者から学べるオカリナ講座を開催	12月10日・24日、令和4年1月14日いずれも金曜10時～11時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館

8	生涯学習・スポーツ課	スペインについて学ぼう-文化や民族の違いを楽しむ-	18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象としたフラメンコ鑑賞会を開催	11月30日(火)14時～16時	インスティトゥト・セルバンテス 東京(六番町2-9)	九段生涯学習館
9	生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座(サークル体験会11月)	九段生涯学習館など区立施設で活動する区民サークルが「サークル体験会」を開催		九段生涯学習館	九段生涯学習館
10	生涯学習・スポーツ課	第31回ニュースポーツ大会(秋季/グラウンドゴルフ)	中学生を除く区内在住・在勤・在学者を対象にグラウンドゴルフ大会を開催	11月28日(日)9時30分～11時	和泉公園	
11	生涯学習・スポーツ課	ウォーキングイン千代田	区内在住・在勤者を対象としたウォーキングイベント	11月7日(日)9時集合、10時出発	区役所本庁舎(出発)	千代田区体育協会
12	生涯学習・スポーツ課	「成人の日のつどい」事前参加申込が必要です	令和4年「成人の日のつどい」に関する、区内在住者・区外参加者への申し込み案内	令和4年1月10日(月・祝)13時～	ホテルニューオータニ(紀尾井町4-1)	
13	生涯学習・スポーツ課	千代田区唯一の総合型地域スポーツクラブ「富士見スポーツ・文化クラブ」卓球新規体験者募集	「富士見スポーツ・文化クラブ」卓球の新規体験者を募集	月曜18時30分～20時30分	富士見みらい館体育館(富士見1-10-3)	